

# アメリカ南部のクローパー制

## プランテーション耕作制度

—アメリカの前資本制遺制について—

菊池謙一

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| I プランテーションの再発見     | V 強制労働—労働監督制度            |
| II 1910年のセンサス      | VI プランテーションにおける家族労働と徭役労働 |
| III プランテーションの数字的概観 | VII プランテーションの前貸制度        |
| IV プランテーション内の労働様式  | VIII クローパー制度の数字的總括       |

### I プランテーションの再発見

アメリカの奴隷制度は、近世的植民地奴隷制度の發達したものであり、プランテーション奴隷制度であった。

もともと、資本の本源的蓄積の過程で形成された近世的植民地奴隷制度は、植民地の商業的大規模農業、いわゆる栽植企業（プランテーション）の、労働制度としてこそ、發達したものであり、同時に、プランテーションも、奴隷制度によってのみ、發達し得たのである。つまり、近世的奴隷制度とプランテーションとは、ほとんど一つのもののように、切っても切れない関係にある。それは當然であって、プランテーションとは、資本が、前資本制的強制労働すなわち奴隷労働を用いて商業的大農業をいとなむ企業體なのであり、そして、そう云う前資本制的な強制労働を豊富に見出しかつその強制制度の保たれるのは、植民地であり、また逆に云って、植民地では、直接的強制によらなければ、資本にその搾取対象としての労働を保持させ得ない。結局、奴隷制度も、プランテーション制度も、植民地収取制度であった。<sup>1)</sup>

だから、とくに獨立して、植民地ではなくなったアメリカが、資本主義國、民主共和國としての發展の過程で、そのさまたげとなった植民地的奴隷制度を廢止しなければならなかったのは、當然であった。

ところが、南北戦争がアメリカ人100萬の血を流して奴隷制度の廢止に成功したのち、半世紀を経て、アメリカ人は、かつての黒人奴隷制度＝プランテーション制度の中心地帯に、まだプランテーションがほぼ同じ地帯を

なして、存続しているのを發見した。そこには黒人奴隷はいなかったが、黒人小作農が耕作に従事していた。

南北戦争後、政府統計は、北部の農業經營が、資本主義的發達をあらわして、1經營當りの耕地面積、農場價額の平均を、擴大して行くのに、南部の農業經營は、反對に、縮小化零細化を辿っているのを、示した。

(表 1)

年	1 農場當り土地平均面積		1 農場當り耕地平均面積		1 農場當り土地家屋價額	
	南部	北部	南部	北部	南部	北部
1850	332.1 <sup>エイカ</sup>	127.1 <sup>エイカ</sup>	101.1 <sup>エイカ</sup>	65.4 <sup>エイカ</sup>	2,051 <sup>ドル</sup>	2,380 <sup>ドル</sup>
1860	335.4	126.4	101.3	68.3	3,455	3,180
1870	214.2	117.0	69.2	69.2	1,456	3,468
1880	153.4	114.9	56.2	76.6	1,224	3,314
1890	139.7	123.7	58.8	87.8	1,402	3,721
1900	138.2	133.2	48.1	90.9	1,251	4,190
1910	114.4	143.0	48.6	100.3	2,374	8,182

U. S. Department of Commerce, Bureau of Census, Thirteenth Census of the United States (1910) Vol. V. (Agriculture 1909 and 1910) p. 878

上掲の数字は、奴隷解放によって存立の基礎を失った南部のプランテーション大經營が、解放された黒人及び土地のない白人貧農などに分割して賃貸しされ、黒人は、一方で、自由な賃労働として都市の工業労働者となり、他方で土地を購入して自營農民になる道がひらかれ、南部が北部と同質の近代的資本主義的發達の条件をもつに至ったこと、だがまだ舊いプランテーションの分解がつづいて小農民經濟から資本主義農業への發達がはっきり實現する所まで行っていないことを、意味すると思われた。

ところが、1910年のセンサスは、南部の小作農の零細經營が、じつは獨立の經營單位でなく、大經營の一部をなし、プランテーション大經營が、實質的に存在してい

1) プランテーションの發生、その歴史などについては、拙稿「アメリカ史における南部プランテーション制度の意義について」(歴史學研究、所載)「南北戦争と近代アメリカの確立」(社會構成史體系)参照。

ることを、紹介した。センサスは、その後、南部のプランテーションについての總括的な數字を再びは發表して來ていないが、1910年以後、第一次世界大戦、ボル・ウィーヴィル（棉の害蟲）の破壊的な猖けつ、戦後の農業恐慌など、南部の農業に深刻に影響した重大な體驗を経た直後の1920年のC. O. ブラネンのプランテーション研究も、1910年のデータが基本的には大した變化なしに來ていることを示し、1934年のW. P. A. の農村救済事業實施の必要からなされたウーフターの調査も、それ自體は全般的調査でないが、やはり1910年のセンサスのデータの修正を結論していない。とにかく、1910年センサスのプランテーション調査のデータは、現在の南部プランテーションの全般的概觀を得ることのできる唯一つの統計である。

## II 1910年のセンサス

1910年のセンサスは、南部の小作農プランテーションを單なる小作農、また一般の賃労働を使用する資本家的大經營などと、區別して、「一般的監督または一個人乃至法人の管理の下にある、可なり廣い一つづきの土地で、その全部あるいは一部が少くとも5つ以上の小單位に區劃され、小作農に賃貸しされるもの」と規定し、このような規定を以て、ヴァージニア、北カロライナ、南カロライナ、ジョージア、フロリダ、アラバマ、テネシー、ミシシッピ、ルイジアナ、アーカンソー、テキサスの、棉作11州の325カウンティを調査してその實數、經營規模、經營規模別の分布等について、統計をつくった。これらの諸州は、いまも黒人が人口の50%以上をしめるいわゆる黒人地帯、黒人が人口の30—50%をしめるいわゆる境界地帯をふくみ、かつての奴隷制度の中心地帯である。<sup>2)</sup> 1930年ですら、黒人地帯と境界地帯とは、477カウンティを數えたのであり、その他のカウンティにもプランテーションが絶無なわけではなく、また5家族以下の小作農を有するもの、地つづきになっていないもの、地主の監督が嚴密でないもの、外見上の賃労働を使用するもの、などは、すべてはふかれ、したがって本調査は、南部のプランテーションの全體をあらわすものではない。

また、上述の調査は小作農の種類別についてふれていない。センサスが、クローパー、シェアテナント Share tenant を、金納小作農から區別し始めたのは、1920年からである。

だが、今のところ、プランテーションの全體をうかが

うに足る統計が外にないので、1910年のセンサスに従うならば、1910年に、右11州の325カウンティの中に、5乃至それ以上の小作農を有したプランテーションは、39,073、そこで耕作に従事する小作農は、398,905家族、したがって1プランテーション當り平均10家族の小作農ということになる。1プランテーション當り平均所有地面積は、724.2エイカであり、そのうち耕地は405.3エイカで、同年の北部の1農場當り平均耕地面積の4倍に當った。夫々のプランテーションは、プランター地主が直接に主として賃労働を使用して經營する地主農場と、小作農によって耕作される農場部分とから成っている。地主農場は、一面、南部の農業への資本主義の浸潤または南部の農業の資本主義化の一つのあらわれをなすものであるが、その耕地面積はプランテーション全體の耕地の平均5分の1にしか當らず、そこではもっぱら、プランテーション内で消費されるプランターおよび小作農らの家族の食料、家畜飼料などがつくられ、棉花單一栽培の小作農場に附屬的な意味をもつにすぎない。プランテーションの經營としての収入は、むしろ小作農の生産する棉花から得られ、小作農耕地は、プランテーション耕地の平均78.6%となっている。

また、プランテーション總計の68%は、5—9の小作農を使用し、23.4%が10—19の小作農を、7.5%が20—49の小作農を、そして1.1%弱すなわち412の大プランテーションが50人乃至それ以上の小作農を使用していた。そして、20家族以上の小作農を使用する8.6%のプランテーションは、プランテーション小作農の28%、プランテーション土地の23%、耕地の23.5%、土地家屋價值額の25%をしめた。プランテーション經濟の4分の1が、プランターの12分の1の手に、集中していたわけである。

ウーフターは、右のデータから、1910年における棉作7州（アラバマ、アーカンソー、ジョージア、ルイジアナ、ミシシッピ、北カロライナ、南カロライナ）の270カウンティの、プランテーション數33,008（小作農355,186を含む）をとり出し、この同じ地域に、1935年には、約30,000のプランテーションが存在すると推定しているから、<sup>3)</sup> 25年間に、この數字はそう變化していないわけである。

小作農5家族以上をもつプランテーションが、現在の南部に4萬内外あるということは、輕視できない。あの奴隷制棉花王國の最盛期に、南部のプランテーションの

2) ブラックベルトについては、U. S. Department of Commerce, Bureau of the Census, Negro in the United States, 1920—32, pp. 72—77 参照。

3) Woofter, Landlord and Tenant on the Cotton Plantation, p. xix.

(表 2) 南部 11 州 (325 郡) のプランテーション経営—1910 年

	總 計	小作農 5—9 家族のもの	同 10—19	同 20—49	同 50 家族 以上のもの
プランテーション數	39,073	26,582	9,160	2,939	412
%	100.0	68.0	23.4	7.5	1.1
地主農場數	39,073	26,582	9,160	2,939	412
小作農數	398,905	168,089	118,862	82,404	29,550
1プランテーション當り小作農數	10.2	6.4	13.0	28.0	71.5
プランテーション(エイカ) 土地面積	28,296,815	13,147,956	8,731,179	4,961,152	1,456,528
地主農場面積(エイカ)	12,929,417	6,038,777	4,015,807	2,308,518	566,315
小作農場總面積(エイカ)	15,367,398	7,109,179	4,715,372	2,652,634	890,213
小作農場面積の比率 (%)	54.3	54.1	54.4	53.5	61.1
プランテーション(エイカ) 耕地面積	15,836,368	7,273,782	4,838,608	2,865,315	858,658
地主農場耕地面積(エイカ)	3,384,040	1,732,611	978,337	552,212	120,880
小作農場耕地面積(エイカ)	12,452,323	5,541,171	3,860,271	2,313,103	737,778
小作農場耕地の比率 (%)	78.6	76.2	79.8	80.7	85.9
プランテーション(ドル) 土地家屋價額	676,802,983	303,295,830	205,617,622	125,452,839	42,436,692
地主農場土地家屋價額(ドル)	256,494,386	120,546,973	76,709,209	46,549,652	12,688,552
小作農場土地家屋價額(ドル)	420,308,597	182,748,857	128,908,413	78,903,189	29,748,140
小作農場價額の比率 (%)	62.1	60.3	62.7	62.9	70.1

U. S. Department of Commerce, Bureau of the Census, Thirteenth Census of the United States, Taken in the Year 1910, Vol. V. (Agriculture 1909 and 1910, General Report and Analysis, 1913) p. 881.

(表 3) プランテーションの平均規模

	プランテ ーション 土地面積 (エイカ)	同耕地 面積 (エイカ)	耕地面積 の比率 (%)	1經營當 り土地家 屋價額 (ドル)	同土地 價額 (ドル)	同家屋 價額 (ドル)	1エイカ 當り土地 家屋價額 (ドル)	同土地 價額 (ドル)	同家屋 價額 (ドル)
プランテーション	724.2	405.3	56.0	17,322	14,319	3,003	23.92	19.77	4.15
地主農場	330.9	86.6	26.2	6,564	5,385	1,179	19.84	16.27	3.57
小作農 1 家族當り農場	38.5	31.2	81.0	1,054	875	179	27.35	22.71	4.67
小作農 5—9 家族をふ くむもの	495.0	273.8	55.3	11,418	9,325	2,093	23.07	18.84	4.23
プランテーション 地主農場	227.3	65.2	28.7	4,538	3,628	910	19.96	15.96	4.00
小作農 1 家族當り	42.3	33.0	78.0	1,087	900	187	25.71	21.28	4.43
同 10—19 家族をふ くむもの	953.2	528.2	55.4	22,447	18,720	3,727	23.55	19.64	3.91
プランテーション 地主農場	438.4	106.8	24.4	8,384	6,969	1,405	19.10	15.90	3.20
小作農 1 家族當り	39.7	32.5	81.9	1,085	906	179	27.34	22.83	4.51
同 20—49 家族をふ くむもの	1,688.0	974.9	57.8	42,686	35,673	7,013	25.29	21.13	4.16
プランテーション 地主農場	785.5	187.9	23.9	15,839	13,414	2,425	20.16	17.08	3.08
小作農 1 家族當り	32.2	28.1	87.3	958	794	164	29.75	24.33	4.81
同 50 以上 家族をふ くむもの	3,535.3	2,084.0	59.0	103,002	86,024	16,978	29.14	24.33	4.81
プランテーション 地主農場	1,374.6	293.4	21.3	30,797	26,122	4,675	22.41	19.00	3.41
小作農 1 家族當り	30.1	25.0	82.9	1,007	835	172	33.42	27.72	5.70

實数は、10人以上の奴隷を所有するものが、10萬であつた。現在の小作農1家族當りの労働人口は平均2—3、家族人口の平均5、と云うから、小作農5家族以上と云うと、人間の數は20人以上となる。1860年でも、20人以上の奴隷をもっていたプランターは、全南部で46,274であつた。つまり、プランテーションの數は、南北戦争前と、餘りかわりがないと、見られるのである。

南北戦争前のプランテーションの數をうかがうべき統計と、1910年のプランテーション調査の數とを對比してみよう。

上述のように1910年センサスは、南部の全域にわたつ

生産する耕地は、50エイカ内外であつた。とにかく、1850年の統計のプランテーションは、小規模のものも含めて10萬内外だったのである。

1910年のセンサスの發表された年(1913年)に、早くもこのプランテーションの存續に注目したのは、レーニンであつた。レーニンの「農業における資本主義發展の法則に関する新しき資料、第一分冊、アメリカ合衆國における資本主義と農業」(1913年10月執筆)は、このセンサスにもとづいて、アメリカの農業の資本主義的發達の具體的な様相を明かにしたが、とくに、奴隷制度のかつて行われた南部の農業の特殊性、その小作制度の特質

(表4) プランテーションの州別分布

	1850年のプランテーション數 <sup>(1)</sup>						1910年センサスのプランテーション數 <sup>(2)</sup>
	棉作プランテーション (生産高5 俵以上)	甘 蔗	米 作 (2萬ポンド 以上)	タバコ (3萬ポンド 以上)	麻	以上合計	
アラバマ	16,100	—	—	—	—	16,100	(47郡) 7,287
ミシシッピ	15,110	—	—	—	—	15,110	(44郡) 7,960
ジョージア	14,578	—	80	—	—	14,658	6,627
南カロライナ	11,522	—	446	—	—	11,968	5,105
ケンタッキー	21	—	—	5,987	3,520	9,528	(調査なし)
テネシー	4,043	—	—	2,215	—	6,258	(21郡) 1,413
ヴァージニア	198	—	—	5,817	—	6,015	(2郡) 200
ルイジアナ	4,205	1,558	—	—	—	5,763	(29郡) 2,480
ミズウリ	—	—	—	—	4,807	4,807	(調査なし)
北カロライナ	2,827	—	25	—	—	2,852	(21郡) 1,775
テキサス	2,260	165	—	—	—	2,425	(41郡) 3,468
アーカンソー	2,175	—	—	—	—	2,175	(23郡) 2,674
フロリダ	990	958	—	—	—	1,948	(1郡) 84
メリランド	—	—	—	1,726	—	1,726	(調査なし)
合計	74,031	2,681	551	15,745	8,327	101,335	39,073

(1) Wesley, C. H., Negro Labor in the United States, 1927, p. 2. Gray, L. C., History of Agriculture in the Southern United States to 1860, 1933, Vol. I, p. 529.

(2) Thirteenth Census, Vol. V, pp. 885—888.

ていない。そして、1850年の數字に、プランテーションとして數えられたものは、1910年センサスの小作農5家族以上その他の規定にくらべて、ずっと零細なものも含んでいる。1850年當時、奴隷1人當りの棉花生産高は、2—3俵だが、1910年當時、クロッパー1家族當り生産高3—5俵であるから、前者のころの5俵以上の棉花生産高をもつプランテーションは、今の小作農5家族以上のプランテーションにくらべて、はるかに小さいものを含んだ。1エイカ當り棉花生産高は、當時120—150ポンドだから、5俵(1俵は500ポンド)生産するための純耕地は20エイカにすぎなかつた。煙草も3萬ポンド

について、「封建的制度の經濟的殘存物と毫末も異なるところのない」「奴隷制度の經濟的殘存物」であり、それが、「典型的にロシア的な、『純粹にロシア的』な雇役制度」であること、「半封建的な、あるいは——經濟的關係においては——半奴隷的雇役農民」であることを指摘した。

### III プランテーションの數字的概観

ブラネンの1920年のプランテーション調査(Brannen, C. O., Relation of Land Tenure to Plantation Organization, 1924)は、北カロライナ、南カロライナ、ジョージア、フロリダ、アラバマ、ミシシッピ、アーカ

ンソー、ルイジアナ、テキサスの、9州の比較的大規模のプランテーション 207 (1910年センサスのプランテーションの平均耕地面積が、431.9 エイカであったのに対して、ブラネンの調査した207のプランテーションの平均耕地面積は、1,637.1 エイカであった) について行われたものであり、プランテーション地域別の内わけは、次の通りである。

	調査プランテーション数	耕地面積 <small>エイカ</small>	1プランテーション 当り平均耕地 面積 <small>エイカ</small>
テキサス—	6	76,744	2,132
アーカンソー地方	13	17,203	1,323
ルイジアナ (棉作地方)	23	44,605	1,939
ミシシッピ河流域			
北部アラバマ	12	10,363	863
アラバマ—	18	29,451	1,535
ミシシッピ黒土帯			
ジョージア	34	52,834	1,554
北カロライナ—	25	23,993	959
南カロライナ			
以上棉作地方合計	161	255,193	1,585
ルイジアナ (甘蔗地方)	20	32,663	1,633
ルイジアナ—	21	44,915	2,139
テキサス米作地方	5	5,993	1,199
フロリダ			
總計	207	平均	1,636

Brannen, C. O., Relation of Land Tenure to Plantation Organization, 1928.

一般的には 1910 年のセンサスのプランテーション調査に準拠しつつ、上掲の 1920 年の 207 のプランテーションについて、ブラネンは、プランテーション企業の分布、その特質、経営様式、労働制度、小作関係、労働監督、労働力移動、農作の選擇と多角耕作、信用制度および生産物の市販、などを調査して、1924 年に発表し、ついで、1920 年以後のプランテーション企業の趨勢についての考察とあわせて 1928 年に再刊した (Brannen, Relationship of Land Tenure to Plantation Organization, with Development Since 1920, 1928)。これは、1910 年のセンサスを補足するもので、プランテーション経営の内容について貴重な報告を含んでおり、殊に棉作の外、甘蔗、米などのプランテーションについても考察されている。だが、今、プランテーションの一般的概観を得るがためには、数字の新しい点でも、調査の系統性、およびその範囲の廣さの点でも 1934 年の WPA の棉作プランテーションの調査 (編者は T. J. ウーフター) によるのが適當であること云うまでもない (Woofter, T. J. Jr., Landlord and Tenant on the Cotton Plantation, 1936)。

ウーフターの 1934—35 年の調査は、これも基本的に

は 1910 年のセンサスによりながら、ミシシッピ河流域から以東の舊棉花王国 7 州の各地域から、大體典型的とみられる棉作プランテーション 646 (小作農 4 家族以上を使用するもの) を選び、これらについて、プランテーションの地方的特質、プランテーションの労働力 (小作農の型)、所有制、組織と経営、耕作制度、信用制度、収入、小作農の生活状態、移動態様、教育、救済状況にいたるまで、「政府の農村救済および農村復興のプログラムに特に關心を有してきた人々にとって、重要な社会的および経済的データ」を提供している。「その判定は、単に救済問題の理解にとつてのみならず、南部における農業生活の再建にとつても、根本的に重要であり、かつ他の地域の小作農問題にも關係する」とされる。<sup>4)</sup>

ウーフターの選んだ 646 のプランテーションは、州別分布が次のようになっている。

ミシシッピ	174	26.9%
アラバマ	154	23.8
ジョージア	115	17.8
アーカンソー	89	13.8
ルイジアナ	68	10.6
北カロライナ	49	7.1
南カロライナ—	1933年の他の調査のデータを利用。	

すなわち、1910 年のプランテーションの前記 6 州間の配分比率に、ほぼ相應して選ばれている。1910 年の数字では、それら 6 州のうち、ミシシッピが 27.6%、アラバマが 25.3%、ジョージアは 23.0%、アーカンソーが 9.3%、ルイジアナが 8.6%、北カロライナが 6.2% と云う割合になっていた。その後、ジョージアのプランテーションおよびクローパーの比率がかなり減少しているので、大體ウーフターの選んだ比率になっているわけであろう。

以上の各州にわたって、10 箇のプランテーション地方が選ばれる。第 1 は、北カロライナ、南カロライナ、ジョージアの海岸平地で、いわゆる大西洋岸平地 (Atlantic Coast Plain)、第 2 は、南カロライナ、ジョージア、アラバマの中央部をつらぬくブラック・ベルト、第 3 は、北カロライナ、南カロライナ、ジョージア、およびアラバマの山地、いわゆる上部高地地帯 (Upper Piedmont)、第 4 は、ミシシッピ州東部の隆起帯 (Mississippi Ridges)、第 5 は、ミシシッピ河の東に沿う斷崖臺地 (Mississippi Bluff)、第 6 は、ミシシッピ河の三角洲 (Mississippi Delta)、第 7 は、ルイジアナ北部とアーカンソー南部とを含むいわゆる内陸平地 (Interior Plain)、第 8 は、ルイジアナ北西のレッド河流域、第 9 は、アーカンソー河

4) Woofter, Landlord and Tenant on the Cotton Plantation, Preface.

域、第10は、アラバマ北部からテネシー西南部へかかったマスル・ショールズ地方(Muscle Shoals)。これらの地域を含んだいわゆる東部棉作地帯は、1930年度において、總所得の40%またはそれ以上を棉作から得た。

ブラネンもまた、プランテーション地方の地域区分として、ピードモンド臺地地帯、南部大西洋岸平野、アラバマ・ミシシッピ黒土帯、アラバマ北部のテネシー河流域、ミシシッピ下流流域、レッド河流域、テキサスおよびルイジアナのメキシコ灣平野などを、選んだ。<sup>5)</sup> プランテーション地方とは、まさに南部のもっとも肥沃なもっとも高度に發展せしめられた農業地域の中心部を、全般的にしているわけである。大西洋岸平野は、もっとも古くからのプランテーション地方であり、數世紀にわたって掠奪的耕作に委ねられてきたとはいえ、肥料を適當にほどこすなら、なお充分生産力のある土地である。アラバマ・ミシシッピ黒土帯は、テキサス黒土帯とともに、本来もっとも豊度のたかい石灰質土壌をもって有名である。ミシシッピ河を中心とする河川流域の沖積平野は、ほとんど肥料を必要としない沃土である。

そして、それら10地方のうち、ミシシッピ三角洲、アーカンソー流域およびレッド河流域などでは、800エイカ以上の耕地と、30家族以上の小作農とを以て經營される大プランテーションを典型とし、ブラック・ベルトと大西洋岸平野とは、4分の3が小作農10家族以下のプランテーション、上部ピードモンドとマスル・ショールズとは、90%までが耕地面積400エイカ以下、小作農10家族以下の小プランテーション地方であり、内陸平地とミシシッピ斷崖臺地は、ほぼ中間的な規模のプランテーション地方である。<sup>6)</sup>

プランテーションの資本および生産費用の平均額を見れば、プランテーションの地方別の規模の差は明かである。ミシシッピ三角洲の上部、レッド河流域、アーカンソー河流域では、平均の1プランテーション當り資本額も生産費用も、他の諸地域の3—5倍以上にもなっている。

プランテーションの労働力は、もっぱら、小作農家族に依存し、地主直營農場部分においては、賃銀労働者も用いられる。

プランテーション小作農には、基本的に3つの形が區別される。クロッパー乃至シェアクロッパー(Cropper or Sharecropper)と、シェアテナント(Sharetenant)と、金納小作乃至定額地代小作(Cash renter or standing renter)がそれである。

クロッパーとは、プランター地主が、土地、住宅乃至小舎、燃料、農具、役畜、種子、肥料の2分の1、役畜飼料等を負擔支給し、小作農が、労働力と肥料の2分の1とを提供して、收穫物の2分の1を、地代として地主に納める小作様式の小作農である。これは労働力以外の何も持たない點で、また後述のような労働の行使形態の點でも、賃銀労働者と似ており、事實、「南部の3つの州で、クロッパーは法律上賃銀労働者と見なされ、また、南部のどこでも、實際上、小作農の權利に關する財産法から、ほとんど何らの保護をも受けていない」<sup>7)</sup>のであるが、ウーフターは、プランテーション内で使用される賃銀労働者と區別して、クロッパーとは、「プランテーション經營者と一定の協約をもつ家族であるが、その協約によって、その家族は、定められた土地の耕作に、労働力のみを提供し(經營者は役畜と農具とを提供する)、報酬として、收穫物に對する特定の分け前を受けとる。分け前は、ふつう、收穫物の2分1の乃至はそれ以下である」とし、賃銀労働者とは、「プランテーションで生活を営み、一定の賃銀で、多少とも確定された何ヵ月かの間、労働することを、經營者と明瞭に協約している個人(家族の有無を問はず)」<sup>8)</sup>であると、規定する。この、小作農の場合の「家族」と云うことの重要さは、後に見るだろう。

シェアテナントとは、プランター地主が、土地、住家乃至小舎、燃料、肥料の4分の1か3分の1、を支給し、小作農が、労働、役畜、役畜飼料、農具、種子、肥料の4分の3か3分の2、を提供して耕作し、收穫物の3分の1乃至4分の1(ふつうは棉收穫の3分の1と玉蜀黍收穫の4分の1)を、地代として地主におさめる、小作農である。

金納小作農乃至定額地代小作農は、地主が、土地、家屋、燃料等を支給し、小作農が、労働、役畜、役畜飼料、農具、種子、肥料を提供し、一定の地代を現金か現物かでおさめる小作農である。<sup>9)</sup>

ブラネンは、プランテーション労働力について、やや異った分類を行っている。彼によれば、プランテーション労働力は、賃銀労働と、クロッパーと、小作農との、3種類に區別される。

賃労働にも3種類あって、耕作以外の一般労働に使用される utility workers (大工、鍛冶、繰綿工、溝掘人夫、牧夫、酪農夫など)、耕作に従事する正規労働者、日傭の臨時労働者、が區別される。

クロッパーは、ブラネンによると、純粹の賃労働雇傭契約と、小作農契約との結合したもので、「農作労働と、

5) Brannen, Relationship of Land Tenure to Plantation Organization, pp. 1—2.

6) Woofter, *ibid.*, p. xix.

7) Rochester, Anna, Why Farmers are Poor? 1940, p. 58.

8) Woofter, *ibid.*, p. 267. 9) *Ibid.*, pp. 9—11.

(表 5) ウーフターの調査による地方別のプランテーションの経営規模比較

	調査プランテーション数	1プランテーション当り平均土地面積(エイカ)	同平均耕地面積(エイカ)	同平均資本額(ドル)	同平均小作農数	同平均生産費(ドル)
大西洋岸平地	56	785	294	18,586	8.6	2,945
中央黒人地帯 a	112	785	275	17,886	8.2	1,750
同 b	99	840	256	14,759	8.5	1,321
ビードモント高地帯	40	437	211	13,187	6.6	1,282
マスル・ショールス地方	22	555	225	18,114	7.7	1,004
ミシシッピ三角洲上部	133	1,031	563	42,745	23.4	6,538
同 低部	50	1,146	207	17,831	11.5	1,015
ミシシッピ断崖臺地	47	786	378	21,822	15.4	3,262
内陸平地	30	1,160	523	46,517	14.0	3,243
レッド河流域	28	901	531	60,607	19.8	7,198
アーカンソー河流域	29	1,722	998	85,012	40.6	10,531
合計及び平均	646	907	385	28,694	14.3	3,472

Woofter, pp. 26, 28, 201, 202 等から編成。

時には種子および肥料の一部とを提供し、作物の市販費用の一部か全部を負担し、収穫物の分け前(多くは2分の1であるが、南カロライナ、ジョージア等では3分の1)を受けとり、プランテーション乃至農場所有者の密接な監督の下に労働する農場労働者<sup>10)</sup>と規定される。北カロライナ、ジョージア、アラバマ等では、クロッパーは、シェアテナントと考えられているが、ミシシッピ、テネシー等では、「賃銀として収穫物の分け前を與えられて労働する賃銀労働者<sup>11)</sup>」とされる。ジョージア、南カロライナでは、すべてのシェアテナントを、クロッパーとして扱う。

地主が資本と設備とを提供し、耕作者が労働を提供し、地主が土地、設備、および労働を、管理すると云う点から見れば、その関係は、地主と小作農との関係と云うより、事實上、雇主と被傭者との関係であり、あるいは、クロッパーとは、衣食住、土地、役畜、農具を支給され、季節の終りに、現金賃銀のかわりに収穫物の分け前で支拂われる、一種の契約労働者であるとも、見られる。他方、耕作者が、実際に土地を占有して、企業の生産物の分け前に對する直接の要求権をもち、同時に生産についての一定の危険——肥料をつかう所では、肥料に支出された費用を含み、報償の基礎としての収穫のいかに含まれている危険——を、地主と「平等に」負擔する意味からは、それは、分益(刈り分け)小作農であり、地主に對する小作農の関係である。結局クロッパーとは、賃労働と小作農との中間的な形態なのである。

クロッパーを右のように規定して、プランネンは、クロッパー以外のプランテーション小作農に、3種類の區別を想定する。第1は、シェアテナントであり、第2は定額地代小作農、第3は、金納小作農である。シェアテナント自體に“Third and Fourth,” “Straight Third,” “Straight Fourth,” “half-share tenant”などの種類があるが、北カロライナと南カロライナとを除いて、地主が棉の4分の1と他の作物の3分の1、或いは棉の3分の1と玉蜀黍の4分の1とを、收納する“Third and Fourth”型のシェアテナントが、もっともふつうである。“Straight Third”とは、すべての作物の3分の1を地主がとるもので、レッド河流域およびミシシッピ地方に多いと云われ、“Straight Fourth”は、ルイジアナ、ミシシッピの、あまり生産的でない地方で行われる。すべての作物の2分の1を地主がとる“half-share”は、南カロライナにふつう行われ、ジョージア、アラバマにも行われると云う。プランネンは、クロッパーと“half-share”との區別を、はっきり説明していないが、クロッパーは、より賃労働に近いもの、“half-share”は、文字通りの刈分け小作農を、夫々指すのであろう。プランネンの調査した161の棉作プランテーションに於て、小作農と區別されたクロッパーの、比率の比較的多いのは、ミシシッピ三角洲、ルイジアナ(レッド河流域)、ジョージア、アーカンソー等だと云うから、彼の云うクロッパーとは、大プランテーションの集團的労働形態のもの、賃労働と類似しているが、正規の賃銀でなく季節の終りに収穫物の分け前として支拂われ、農作の諸経費を分擔せしめられ、収穫の終るまで移動をゆるされないもの、を指

10) Brannen, p. 30.

11) Ibid., pp. 30—31.

し、また、彼の云う“half-share”小作農は、南カロライナ高地、アラバマ北部の、比較的小プランテーションで、家族単位に土地をはっきり割当てられ、小作農としての形がより明瞭なクロッパーを、指すわけであろう。<sup>12)</sup>

つまり、プランテーション労働力の主要形態であるクロッパー、シェアテナント、賃労働などが、相互に厳密には區別しがたい複雑な中間形態をもった、相互に移行しあう特殊な「プランテーション的」労働形態である。

再びウーフターの、より整理された諸概念に立ちかえろ。

プランテーション小作農としては、クロッパー形態が典型的で、支配的である。ウーフターの調査したプランテーション中、クロッパーのみを用いたもの15.5%、シェアテナントのみのももの3.1%、金納小作だけのももの5.7%、賃労働のみのももの4.2%、のこりの71.5%は、それらを混用していたが、混用の中でやはりクロッパーが支配的であった。報告のあった442のプランテーションの、労働家族8,886のうち、クロッパー家族数が58.9%、シェアテナントが15.4%、金納小作が8.8%、賃労働者が16.9%であった。大プランテーションは、クロッパーの比率が大きく、ミシシッピ三角州上部はクロッパー66.8%、アーカンソー河流域は79%であった。これに對して、典型的な小プランテーション地方であるマスル・ショールズ地方では、労働家族の31%が、シェアテナントであった。<sup>13)</sup>

クロッパーをはじめ、プランテーション労働力の大部分は、黒人からなる。ウーフターの調査した646のプランテーション中、黒人のみを使うもの52.8%、白人のみのももの4.8%、あとの42.4%は、黒人と白人を併用していた。ミシシッピ河三角州は、黒人使用の比率がとくに大きく、上部で68%、低部で74%であり、反對に小プランテーション地方であるピードモント高地帯は、白人小作農のみのプランテーションが25%、マスル・ショールズ地方では31.8%であった。<sup>14)</sup>

小作農1家族當りの耕地面積は、クロッパーが20エイカ、シェアテナントが25エイカ、金納小作が25エイカ、賃銀労働者が45エイカ、であったが、ミシシッピ三角州およびアーカンソー河流域では、クロッパー耕地平均面積は極度に少く、14—17エイカであった。<sup>15)</sup> 1エイカ當り棉花生産高は、1934年度において、賃労働によるもの平均261ポンド、クロッパーは260ポンド、他の種類の小作農は244ポンドであった。ここで注意す

べきは、1エイカ當り生産高が、大プランテーションで必ずしも多くはないと云うことである。ミシシッピ三角州は、クロッパーが301ポンド、他の小作農が305ポンドで平均より多いが、アーカンソー流域では、クロッパー212ポンド、他の小作農184ポンドであり、これに反して、大西洋岸平地は、クロッパー284ポンド、他の小作農258ポンド、全體を通じて最高の1エイカ當り生産高は、ピードモントの賃労働者平均の309ポンドであった<sup>16)</sup>。それらに對して、高度に機械化された賃労働によって經營されるカリフォルニア、アリゾナ、ニューメキシコの資本家的棉花農場では、1エイカ當り生産高は、1928—37年の平均で、それぞれ、491ポンド、371ポンド、406ポンドであった。プランテーション的棉作7州の全體の、1934年度の1エイカ當り生産高が、215ポンドであったのを見れば、プランテーション周辺の自作農またはふつらの小作農の生活力の低さも、うかがわれるであろう。<sup>17)</sup>

ウーフターは、その調査の總括の中で、現在の南部棉花地帯の棉作プランテーションの典型的經營を、平均數字で描いている。

それによると、<sup>18)</sup> 5乃至それ以上の家族を含む典型的棉作プランテーションは、1934年に、907エイカの土地を、所有し、そのうち、385エイカは耕地、63エイカは休閑地、162エイカは牧場、214エイカは森林、83エイカは未墾地であった。全體の86%は、プランター自身の所有地で、14%は他から借りていた。耕地の44%は棉が栽培された。賃労働者は1人當り45エイカ、クロッパー1家族當り20エイカ、他の小作農(シェアテナント)は26エイカ、金納小作は24エイカ、をそれぞれ耕作した。

プランテーションの土地家屋財産の總價額は、28,700ドル、そのうち、21,700ドルは土地、3,900ドルは建物、1,900ドルは家畜、1,200ドルは、農具であった。平均11,700ドルの長期負債があった。

プランテーション内の家族は、地主家族以外に14家族を含み、そのうち3家族は賃労働者、8家族はクロッパー、2家族は他の種類の小作農(シェアテナント)、1家族は金納小作であった。これらのうち、白人が2家族、他の12家族は黒人であった。1家族當り平均4人で、家長は41歳、家族員のうち2—3人が耕作に使われた。これら家族のプランテーション内の勤続平均年数は、全部を通じて8年であったが、賃労働者は7年、クロッパ

12) Ibid., pp. 36—38.

13) Woofter, p. 196.

14) Ibid., p. 196.

15) Ibid., p. 206.

16) Ibid., p. 89.

17) Agricultural Statistics, 1940, p. 110.

18) Woofter, p. xxxi.



は7年半、シェアテナントは11年、金納小作は13年であった。

プランテーションの総収入は、1934年度に9,500ドル、そのうち約7,000ドルは作物及び家畜生産物の販賣から得られ、900ドルはAAAからの補助金として、200ドルは他に賃貸した土地の地代から、1,400ドルは自家消費生産物であった。

生産の諸費用をさしひいた純収入は、6,000ドル、経営者の純収入は2,600ドル、他の3,400ドルは、小作農の取得であった。地主として投資への戻りが、6%とすれば、地主は自らの労働収入として約850ドル、すなわち1耕作エイカ當り2ドルを得た。

賃労働の純収入は180ドル、クロッパーは312ドル、その他の分益小作農は417ドル、金納小作は354ドルであった。小作農家族は、平均して、生活資料の前借として、月13ドル當りを7ヵ月間受けとった。

#### IV プランテーション内の労働様式

以上のような統計的數字は、プランテーション制度のひろがりや經營規模、極く大づかみな外形上の特質等の概観を、一應與えたであろうが、プランテーションの現實的内容、すなわち生産乃至労働の諸關係、またそれをめぐってのプランター地主とクロッパー小作農との現實的人間關係の、態様については、極めて貧弱な表象しか與えないのだが、實は現在のプランテーション自體が、奴隸制時代の如く、云わば歴史的必然と結びついた支配的な生産關係なのでなく、その遺制なのであるから、その現實的形態は決して定型的な劃一的なものであり得ず、さまざまな中間形態や偏差を避けられない。従ってプランテーションの現實的人間關係の態様についての表象を、文獻的資料のみに期待することは、甚だ困難とされねばならないのである。またそれが可能であったとしても、それら相互に移行し變形しやすい、個々の中間的形態や、偏差の一つ一つを分析し、或いはそれらにいくつかの固定的な「型」を設定することよりも、むしろそうした個別的なあらわれを通じて、それらの普遍的な基底としての、奴隸制度の遺制の基本的標識を見出し、そしてその奴隸制度の遺制が、全體としての南部の、ひいては資本主義アメリカの、經濟、社會、政治、文化に、いかなる機能をなし、いかなる意義をもつかを、究明し把握することの方が肝要であろう。

表3に於て我々は、1910年のセンサスが、取りあつかった限りのプランテーション、すなわち小作農家族5以上を含むプランテーションの中でも、平均耕作地面積273.8エイカ、小作農5—9家族のプランテーションか

ら、2,084.05エイカすなわち前者の8倍の平均耕作地面積をもった、小作農50家族以上の大プランテーションに至るまでの、規模の差があることを見たが、實際は、小は50エイカぐらいのものから、<sup>19)</sup>大は耕作面積11,000エイカの巨大プランテーションまで、或いは、小は小作農1.2家族のものから、大は小作農1,000家族を有するものまでが、あるのである。また棉花、甘蔗、米、煙草等の作物の種別によっても、プランテーションの労働様式が相異なるのは當然であり、それ等は實に個々の地方的事情の差、及びプランターの個人差によってさえ、多くの異った特徴をもち得るのである。

だが一般的に云って、現在の南部のプランテーションの労働様式の最も大きい類別は、家族單位割當て耕作と、集團様式(gang system)との2つである。

直接的隷屬様式たる奴隸労働様式から、一應間接的な隷屬様式たるクロッパー小作農制度への轉移に伴って、プランテーション労働様式の支配的形態の、監督のより徹底的な嚴密な集團様式(gang system)から、多少とも監督の緩和された家族單位割當て耕作への移行が、見られた。そのことは一應生産者の人格的獨立性——奴隸には人格的獨立性はあり得なかつたが——がましたことを意味した。プランテーションは20乃至30エイカの小區劃に分割され、クロッパーまたは分益小作農家族へ賃貸しの形で割當てられた。集團的に耕作奴隸が押しこめられた宿舍たる、いわゆるクォーター(quarter)は、それぞれの耕地區劃内に散在するクロッパーの小舎にかわった。だが集團様式——奴隸制時代のギャング・システムと云う言葉がまだふさわしく用いられているが——がなくなったわけではない。それは奴隸制時代に特に強固に發達した大プランテーションで、南北戦争後も存続せしめられ、その後、資本主義的大農様式との折衷形態として、やはり大プランテーションで新たな組織的發達にまで到っているのである。

奴隸制時代のプランテーション労働様式にも2つの主要形態があった。集團労働たるギャング・システムと割當て労働たるタスク・システム(task system)とがそれであった。<sup>20)</sup>2つの形態の間に無数の中間形態があったことは云うまでもない。ギャング・システムに於ては、

19) Hart, Albert B., The Southern South, 1910, p. 254. ハートは、同書で、大プランテーションの典型としてルイジアナ州ジョーンズ・ヴィル附近の、デイトン Mr. Dayton のプランテーションと、アーカンソー州の“Sunny Side” Plantation とをあげている。後者は12,000エイカをふくみ、そのうち4,700エイカが耕地で、23哩の高さの輕便鐵道も通っている。棉の生産高は2,500俵である。

奴隷は十数人乃至十人、甘蔗プランテーションの場合には百数十人の、群をなし、奴隷駆使者 (driver) の指揮と鞭撻との下に、集團的に労働した。角笛が労働の合図に使われ、普通に労働は、夏は日の出から日没まで、冬は日の出前から日没まで、續けられた。食事も無論ドライヴァの合図によって集團的に攝られた。タスク・システムでは、奴隷は、個人單位に1日の仕事の分量が割當てられ、その割當てを完了すれば、一應自分自身の仕事、たとえば與えられた小區劃 (1—2 エイカ) の畑での野菜づくりとか、手工的仕事とかに、時間を用いることを許された。

フィリップス Ulrich B. Phillips によれば、ギャング・システムの方がより早くから、すなわち最初のヴァージニア植民地創設時代のトマス・デイル卿が、ジェームスタウンの植民者の労働を組織した時から、用いられ、奴隷制時代を通じてはるかに廣汎に普及された形態であったと云う。<sup>21)</sup> デイル時代のプランテーションを、それが結局後の私企業としてのプランテーションの直接の濫觴であったにしても、後者と全く同一視することには、異論をはさみ得るところであるが、アメリカ植民地に於ける奴隷制度の形成そのものが、自由地の無限の存在と、國家權力からの遠隔またはその地方自體の社會的權力體制の未成熟、と云う植民地條件に於て、企業としてのプランテーションに、搾取對象としての労働力を保有せしめる必要から、發したのであり、云いかえれば、土地所有者がそのまま労働力確保になり得た舊世界の封建社會よのような、強固な傳統的な身分的階層體系、完成された社會的政治的強制を、未だ缺除していた植民地に於て、企業としてのプランテーションに労働力を保有させるには、労働力が最も直接的な強力によって、土地にではなく人格に、プランター自身に、束縛され隷屬せしめられるような制度、とりもなおさず直接的奴隷制度が必要であったのであり、その意味からも、労働に對する監督が、一層強力な徹底的なギャング・システムが、植民地時代のプランテーション労働様式として、はるかに適合していたことは考えられるのである。

フィリップスは、南北戦争前の南部に於て、事實上、煙草、短纖維棉、及び甘蔗のプランテーションのすべては、ギャング・システムで行われ、タスク・システムは、南カロライナ、ジョージアの米作プランテーションに殆んど限られていた、と云っている。グレイ Lewis Cecil

20) 奴隷制時代のプランテーションの労働形態については、Phillips, U. B., *American Negro Slavery*, 1918, pp. 228—260. Gray, L. C., *History of Agriculture in the Southern United States to 1860*, 1933, Vol. 1, pp. 546—556 等を参照。

21) Phillips, *ibid.*, p. 228.

Gray は、その大著 *History of Agriculture in the Southern United States to 1860* (1933) の中で、ドライヴァが容赦なく笞をふるって、多數の奴隷を追い使う、最も極端なギャング・システムは、ジャマイカその他の西インドの甘蔗プランテーションで典型的であったが、アメリカ南部では、主として商業的企業としての發達が高度に達した南西部地方 (アラバマ、ミシシッピ、アーカンソー、ルイジアナ、テキサス) の、大プランテーションで見られたにすぎないと云い、南カロライナ、ジョージアの海岸地方では、ギャング・システムとタスク・システムが併用され、タスク・システムは、南カロライナ、ジョージアの米、海島棉及び木材等のプランテーションで一般的であった外、南カロライナ、ジョージアの高地棉地方でも相當用いられ、アラバマ、ミシシッピ州でも棉の摘採、玉蜀黍の皮とり等に、また境界諸州でも煙草の stripping and prizing に或いは、麻の摘採及截斷等に、タスク・システムが採用されていたとしている。

タスク・システムは、奴隷を、その労働能力によって、1人前働き手 (full hand) 4分の3人前働き手 (three fourth hand), 半人前働き手 (a half hand), 4分の1人前働き手 (a fourth hand) 等に等級づけ、夫々の級に應じて、1エイカ乃至4分の1エイカ等の、1日分の労働分量を割當てた。<sup>22)</sup> 4分の1人前とは、10歳前後の少年であった。奴隷監督は毎日の割當てを定めて、あとはその仕事の遂行を監視するだけであった。桶作りその他の奴隷の手工業労働も、タスク・システムであった。時には奴隷は、正規の割當て労働を超過した際その超過分に對して報償を受けることもあった。

グレイによれば、開拓線地方のプランテーション及び一般の小プランテーションでは、耕作労働組織に定型がなく、「普通の意味のギャング・システムは考えられなかった。」<sup>23)</sup> 奴隷を1家族か2家族しか用いない小プランテーションでは、無論プランター自身とその家族が、奴隷と肩を並べて一諸に労働し、家長制的關係が見られた。時には、小プランテーションの奴隷は、プランテーションの仕事に關して責任感を有していた、とも云われる。<sup>24)</sup>

タスク・システムも、無論、ドライヴァの笞を伴い、奴隷労働である點で、ギャング・システムと選ぶところのないものであったが、しかもタスク・システムの下では、奴隷は、ギャング・システムに於けるより、労働の自立性と彼自身の時間との餘地を有し得、従って幾分人格的獨立の可能性をもち得たし、プランターとしても、仕事の割當てを合理的になし得れば、個々の奴隷の全能力を

22) Gray, pp. 552—53.

23) *Ibid.*, p. 554.

24) *Ibid.*, p. 555.

有効に利用し得、それらの意味からタスク・システムの奴隷労働形態は、ギャング・システムのそれよりは合理的な進んだ形態ともされ得た。オルムステッド Frederick L. Olmstead も、この様式を、奴隷の状態の緩和に導くものと考えた。<sup>25)</sup>

だが、事實は、奴隷と云う、本來的に人格性を剝奪された隷屬労働に、眞の自立性なり積極性なりを期待できるわけがなく、それぞれの級の奴隷に割當てる労働の分量も、その級の最低の者の能力を、標準とせざるを得ない傾向となり、結局奴隷制時代のプランテーション労働の支配的形態は、不斷に苛酷な過度労働を伴ったギャング・システムであったのである。

### V 強制労働——労働監督制度

奴隷制度からクロッパー制度への移行が、少くとも形式上の奴隷解放の達成を反映して、従來のギャング・システムから生産者の人格的獨立性の僅かながらの上昇を意味する家族單位割當て耕作への、一般的移行を伴ったことは、前述の通りであるが、その家族單位割當て耕作は、奴隷制時代のタスク・システムの發展である、とも見られないこともない。では、現在のクロッパーの家族割當て耕作は、普通の意味の小作農と、労働様式乃至労働收取様式として、いかなる點が異っているのか。

最も顯著なことは、個々のクロッパー小作農の労働なり耕作なりが、プランターまたはその代理人たる支配人<sup>マネージャー</sup>乃至監督<sup>オーバーシーア</sup> (overseer) の、指圖と監督<sup>シユーパーヴィジョン</sup>によって行われることである。労働收取強化の直接的な形態たるその労働<sup>シユーパーヴィジョン</sup>に対する監督は、小作農の耕作すべき農作物(棉花、煙草、甘蔗、米等の商品的なプランテーション作物)の指定、耕作の個々の條件、役畜、農具の使用、播種、施肥、收穫等の時期、方法、及び直接に耕作労働そのものについての指圖、生産物の管理、等に一般的な形態をとる。<sup>26)</sup> クロッパー家族が、自分の賃借りしている小作地で労働している時、プランターまたはオーバーシーアが時々見まわって監督する。

ブラネンの設問に對して答えた215のプランテーションの中、68%は嚴密な監督を行っている<sup>27)</sup>と報告し、30%は一般的監督を行っている<sup>28)</sup>と報告した。嚴密な監督を行うプランテーションでは、小作農の朝の起床、労働の開始、及び終了を、鐘の合圖で指示する。ブラネンに嚴密な監督を報告した144のプランテーションの中、93が鐘を用いていた。<sup>29)</sup> 労働開始の鐘は、夏は日の出に、冬は日の出前に鳴らされ、終了の合圖は日没に鳴らされ

る。奴隷制時代の労働時間と全く等しい。鐘の合圖に迅速に應じ得ない者や、鐘の鳴時前に野良を引き上げた者は、その理由をオーバーシーアから糾問され、云い譯出來ない時は、懲戒される。<sup>29)</sup> プランターは、クロッパーの労働の休日をも指定する。土曜日の午後の外は、休日は年に2日または3日である。——建國記念日(7月4日)とクリスマスと Emancipation Day (6月19日)。<sup>30)</sup> 役畜の管理は一層嚴密であり、クロッパーは、町へ行ったり、自分だけの所用で、騾馬を使用することは、多々の場合許されない。或るところでは、騾馬は共同厩に保管され、1週間毎にクロッパーに貸し出される。小作地の割當ては、プランターが大部分決定し、普通はシェアテナントよりもクロッパーの小作地が、プランターまたはオーバーシーアの居住近くへ指定されるが、それは監督をより嚴重にするためである。

かくして個々の小作農乃至クロッパーの耕作者は、その労働様式の點だけについて見ても、全體としてのプランテーション經營の一部をなすのであり、それ自身として獨立した耕作でも労働でもないのである。小作農の労働に對する監督は、奴隷労働に對する監督の延長に外ならない。それはプランテーション的労働收取強化の、最も直接的手段である。

そのことは、ギャング・システムで行われる大プランテーションに於て、特に顯著に認められる。そこでは、クロッパーの宿舍も、食事も共同であり、労働及び生活のすべては、「軍隊式」の嚴格さで、鐘を以て行われる。労働の監督は、オーバーシーアの外に、その補助者としてのドライヴァ、またはギャング・ボス gang-boss によって、嚴重になされる。監督者は、笞をもつ場合もあり、懲戒として笞打ちが行われる。またドライヴァがピストルまたは獵銃で武装している場合も珍らしくない。

我々は、現在の南部のプランテーションに於ける、人間關係の現實について、若干の表象を得るがために1933年のジョン・スピヴァク John Spivak の著書「ジョージア・ニガア」(Georgia Nigger)に描かれたところを引證することを適切と考える。同書は、スピヴァクが、南部の人間自身も餘りよく知らない黒人地帯の實情を、深く調査し、その調査された事實を材料として、現在の黒人地帯の現實の最も典型的な、最も代表的な、決して極

29) Ibid., p. 42.

30) Ibid., p. 42 この Emancipation Day というのは、よくわからない。夏至のころの宗教的祝祭日であろうとは思われるが。1862年6月19日に、北部の議會が、領地における奴隷の解放令を通過させた。しかし、南部のプランターがこのような日を、祝日にとりあげるとは考えられない。

25) Ibid., p. 556. 26) Brannen, op. cit., p. 41.

27) Ibid., p. 42. 28) Ibid., p. 42.

端でなく、むしろ最も普通な姿の、小説風の形象化を、企圖したものである。それは小説の形式をとるとは云え、その内容、その描かれた事実、その眞實性を裏づけるために、18葉の文獻資料の寫眞と、スピヴァクが自分で撮影した9葉の現場寫眞とが、載録されている。

本書でまず注目されるのは、南部の現在のプランターの3つのタイプが、それとともにプランテーションの3つのタイプが形象化されていることである。第1のプランター、Shay Pearson は1,600 エイカの耕作地を有し、32家族のクロッパー乃至小作農をもって經營している。小説の主人公 David Jackson 少年は、パースンのプランテーションに使われている1クロッパーの息子である。ここでは小作農は、家族単位で耕地を割當てられて、耕作しているが、オーヴァシーアの指揮を受けて、クロッパー家族の労働の様子を監視する。農繁期たる摘採期には、5、6歳の幼童までが摘採労働に使われる。プランターのパースンは、現在時價4萬ドルの邸宅に住み、中世紀の貴族の如く生活しているが、元はその両親は、馬2頭を有するに過ぎぬ白人小農民であった。パースンは、隣人たる黒人小農民の土地に侵入して、訴訟沙汰となったが、訴訟費用の支拂えない黒人の土地を、全部併合して、その黒人を自分のクロッパーにすることに成功したのを手始めに、近隣の黒人農民の土地の、強力的または策謀的略取兼併を繼續して、遂に1,600 エイカの地主になったものである。

第2のプランター、R. W. Ramsey は、200 エイカの小プランターであるが、南北戦争前は大プランターであった。南北戦争によって、合計16萬ドルの奴隷を失ったと云うから、百人から百數十人の奴隷所有者だったことになる。戦後200エイカの土地が残されたきりで今に至っている。小説の主人公ダヴィッド少年の父は、元このラムジイの奴隷であった。ラムジイは舊いプランターの貴族主義をもち、パースンのような小農民から成り上がった大プランターを白眼視し、自らの一種の温情主義を以て、成り上りプランターの露骨な収取主義を非難する。彼が成り上りプランター等の黒人クロッパーに對する虐待に反對するのは、そうした虐待が、黒人のブラック・ベルトからの逃亡を助長し、ブラック・ベルトの、従って、プランテーション制度の、衰退瓦解を導くと考えるからである。舊家として觀念的な勢力はあるが、經濟的實力のない、云いかえれば舊い没落的タイプのプランターである。

第3のプランター Jim Dearing は、此の地方(ジョージアの中央部)の最大のプランターで、3,000乃至4,000エイカの土地を所有し、同時に地方銀行の重役である。

彼のプランターとしての性格は、第2の舊いタイプのプランターのラムジイのそれと對照的である。彼の形象には、昔の奴隷主と近代的資本家との性格の結合が見られる。このプランテーションでは、クロッパーはギャング・システムで労働する。彼等は幾つかの群にわけられているが、その1つの群には、19人の黒人クロッパーが含まれる。夫々の群には、散弾銃を持って馬に乗ったギャング・ボスが、2人か3人いる。ギャング・ボスは黒人であり、白人のオーヴァシーアの指揮を受けて、クロッパーの労働を監視する。プランターも、ギャング・ボスには黒人労働者の1人がなり、それになるために黒人たちの間にかなりの競争が行われ、ボスは1日數セントの割増金を受けると書いている。ところでそのジム・ディアリングのプランテーションでの労働は、近隣のクロッパーや黒人達の恐怖の的になっているが、殊に8月から始まる棉の摘採期には苛酷を極める。

黒人達は、オーヴァシーアとボス等との指揮によって、共同宿舎からトラックで、2哩もはなれた野良に運ばれる。「各々の黒人は袋と籠とを取って割當てられた區域へゆく。2人の監視人は棉畑の端の小道を隔てた藪のところに馬で立つ。も1人の監視人は開墾地から公道までを馬で巡回する。オーヴァシーアは、黒人達を監視しつつ、畦道を行き來し、黒人達が棉で充した籠を運んで來ると、開墾地の所へ歸って、棉の重さを計る」<sup>31)</sup> 黒人の1日の摘採分量は、200—250ポンドである。水飲みの罐が、棉の計量器の側に置かれるが、炎熱の労働に水を飲むことも必ずしも自由でない。1人の新らしい黒人が、或る日、労働の途中、袋を投げ出して、水飲み場にかけてつけようとしたことから、夕食後プランターの命令によって、監視人から20のはげしい笞打ちを受ける。また或る日、優秀な働き手ではあるが、態度の従順でないリムビイと云う黒人が、熱病で働くことが出来ず、監督及びプランターの命令に抗辯して、怒ったプランターによって射殺される。

笞刑はプランテーションでは、日常事であるが、射殺すら決して稀ではない。彼等はプランターまたは監督に對して impudent (「生意氣」とか「圖太い」等)であると云う理由で笞打たれ、殺されもする。<sup>32)</sup> 死體は沼に埋められ、クロッパー等は恐怖によって沈黙させられ、殺人は闇に葬られる。だが、リムビイ殺害は他の黒人達に深い動搖を與えて、逃亡が頻出する。逃亡者に對しては、植民地時代から逃亡奴隷追跡に使用された、英國種

31) Spivak, John, Georgia Nigger, 1933, p. 82.

32) これらについては、Erskin Caldwell の小説 "Kneel to the Rising Sun" 等を参照。

探偵犬ブラッド・ハウンド blood hound の一群と武装した追跡者達とが、さしむけられる。だか労働力の最も必要な摘採期に、逃亡者が續出したので、プランターは新たな労働力補給策が必要になる。

ディアリングの労働力獲得の常用手段は、郡役人と結託した略取的方法である。ディアリングは、土曜日の午後、郡役人等と黒人達の集まる町に行く。土曜の午後は黒人達の休日である。

町では黒人達の娯楽場や、賭博場が賑っている。突然郡役人は警吏とともに賭博場に侵入して、いあわせた黒人達を逮捕する。逮捕の口實は、喧嘩をしたとか、騒擾したとか云うのである。単なる通行者も逮捕される。彼等は直ちに郡の裁判所へ送られ、大部分は浮浪者として、1ヵ月の鎖牢<sup>チェイン・ギャング</sup>か25ドルの罰金に處せられる。25ドルを拂える黒人はいないし、チェイン・ギャングは無論彼等にとって地獄よりも恐るべきところである。救い主の如くディアリングが法廷にあらわれる。彼は黒人等に、彼のプランテーションで1ヵ月労働すると云う条件で、30ドルを前拂いすることを告げる。30ドルあれば、25ドルの罰金を支拂うことが出来、チェイン・ギャングに行かなくてすむのである。黒人達はやむを得ずディアリングの労働者となる。その中には前述したも1人のプランター、パースンのクロッパーの息子即ち本小説の主人公たるダヴィド少年がいる。ダヴィドがディアリングのプランテーションに連れ去られることは、パースンにとっては、自分の労働力が取られることであるが、彼はディアリングが實権を握っている地方銀行から金を借りているため、ディアリングの略取的方法に抗議することも出来ない。

30ドルいな實は唯の5ドルをプランターから受けとったことが、黒人達にとって如何なることになるか。約束の1ヵ月の労働が終った時、黒人達は、その間支給された食料その他が、すべて彼等の借金になっていることを知る。その借金に対してプランターは、20%の利息を要求する。かくして最初の5ドルが黒人労働者をプランテーションにつないでしまうのである。彼等は一種の負債奴隷である。<sup>34)</sup> 前述の射殺されたりリムビイもその5ドルの負債奴隷なのであった。彼の射殺に至った直接

のきっかけは、彼がディアリングの労働強制に對して反射的に發した次のような言葉であった。「若し俺が、あんたの1,000ドル拂って買った奴隷だったら、あんただって俺の病氣を氣にかけたろうが、今俺が死んでも、安いニガアをいくらでも手に入れることが出来るものだから……」。<sup>35)</sup> 一時の激昂から1,000ドルの奴隷を殺すことは、プランターにとって大きい損失であっても、5ドルの黒人を殺すことは簡単である。

このような労働の様式は、奴隷制度を想起することなしに考え得られない。それは、いわゆる小作農とか賃労働とかよりも、奴隷労働に最も近いものであろう。そしてこれが、この昔ながらの笞と銃と昔よりかえって増大した生命の恐怖との下の労働が、「現在の南部に於ける全く普通な事柄と考えられること」なのである。

## VI プランテーションにおける 家族労働と徭役労働

現在のプランテーションの、前資本制的と云うべき労働搾取様式の、第1の要素が、今見たような労働の強力的な監督にある、とすれば、第2の要素は、無償家族労働制度、第3の要素は、一種の徭役労働制度、にある。

一般に、比較的單純労働部門であり、かつ季節的に労働需要の變化の著しい、農業産業部門は、アメリカに於ても、家族労働への依存を特徴とする。例えば1930年に於て10歳から15歳までの兒童労働の總數約65萬人の中、50萬人が農業労働に従事していた。<sup>36)</sup> だが、南部のプランテーション農業の家族労働制度は、プランテーション農作物たる棉、煙草、甘蔗等が、1年中を通じて比較的多量の労働を要し、特に收穫期に於ける労働力需要の膨脹の極度に著しいものに屬する、と云うことのみ、根據を持つのではない。

1930年に50萬と云われた10歳から15歳までの兒童労働の中、40萬は、センサスによってUnpaid family workersと規定される種類に屬したが、その88%は南部に見出された。また10歳から15歳までの黒人の兒童は、同年齡の合衆國全體の兒童の10%であったが、同年齡の黒人の勤勞兒童は、同年齡の合衆國勤勞兒童の34%であり、更に同年齡の農業勤勞兒童の43%であった。同年齡の黒人勤勞兒童の85%は農業に従事し、その殆んど全部(98%)は南部に含まれていた。<sup>37)</sup> 10歳か

35) Spivak, *ibid.*, p. 98.

36) Lumpkin, K. D., & Douglas, D. W., *Child Workers in America*, 1937, p. 59. なお1930年には、合衆國全體でUnpaid family laborの農業に従事するもの、1,659,792(18歳以上の少年少女)と云う。

37) *Ibid.*, p. 83.

33) Chain Gang とは、囚人が足に重い鐵鎖をつけて、ジョージアの石切場などで働かされる殘酷な體刑場。1933年に、「假面の米國」という邦譯名で、チェイン・ギャングの映畫が日本にも入った(ポール・ムニ主演)。

34) 負債奴隷については、本稿の後節(VIII)を参照。なお、チェイン・ギャング、負債奴隷制その他については、私は、本論文の續きで未發表の論文「クロッパー制プランテーション制度の法制的支柱——負債奴隷制度とチェイン・ギャング制度」の中に書いてある。

ら 15 歳までの Unpaid family labor に属する勤勞兒童の 3 分の 2 以上は南部の小作農の子供たちであったのである。

だが、南部では 10 歳以下の子供も、家族労働として勤勞に従事している。例えば、テキサスの 2 つの郡に於て、白人兒童の 3 分の 2、黒人兒童の 3 分の 2 以上が、農業勤勞に従事したが、6 歳以下の白人兒童の 11%、6 歳以下黒人兒童の 16% が野良仕事をなし、6 歳から 8 歳までの白人兒童の 50%、黒人兒童の 53%、8 歳から 10 歳までの白人兒童の 83%、黒人兒童の 86% が野良仕事に従った。7 歳以下の兒童の労働時間は 1 日 9—10 時間であったが、黒人兒童にあつては 10 時間以上であり、7 歳以上の兒童は、1 日 11 時間から 12 時間を普通とした。<sup>38)</sup> クロッパーの子供達は、5、6 歳頃から棉の摘み採りに使役され、8 歳から 10 歳には、實の裂開 Chopping 作業に、11、2 歳には、鋤及び耙を使っての耕作、植付け、除草、伐木等にも使役される。10 歳以下の勤勞兒童は、センサスにも全然記録されない。それらの幼い子供達が華氏度 100 の盛夏の炎熱にも 1 日 10 時間乃至 12 時間、肩を没する棉畑の中で、馬上のオーヴァーシーアや看視人等<sup>フオマン</sup>の看視下に労働するのである。12 歳の少年は、大人の 2 分の 1、Chopping では 3 分の 2 の仕事をする。<sup>39)</sup>

しかも、その幼年期少年期を棉畑の勞苦へ埋没しつゝして、彼等の報われるところは、賃銀ですらない。彼等の労働は全く「支拂われざる」労働である。いな、同じ「支拂われざる家族労働」であっても、北部等の一般農家の子供の労働は、彼等の両親のためになされる労働であるが、プランテーションに於けるクロッパーなり、小作農なりの子供のそれは、彼等の両親がクロッパー乃至小作人として雇われているプランテーションの、所有者のためになされるのである。プランターは、小作農の家族のその 6 歳の幼童に至るまでの労働力を、プランテーション経営に繰り入れて、計算している。従つて子供達が、理由なく野良仕事を休むことは許されない。監督または看視人は、その點をも看視する。若し子供達を労働に参加させなかった場合は、そのクロッパーは翌年度の契約を與えられない。<sup>40)</sup>

婦人労働も、兒童労働と同様、プランテーション経営に豫定された、しかも「支拂われざる家族労働」である。クロッパーの妻は、嬰兒を持つ場合もプランテーションによっては午前と午後とに授乳のための 15 分間しか與えられなかつたりする。そう云うプランテーションで

は、母親は嬰兒を伴つて野良に出、樹影に臥かしておかねばならない、家まで授乳に歸る時間がないのである。<sup>41)</sup>

ブランソンの調査したプランテーション 110 に於ては、プランテーション耕地の約 3 分の 1 が、子供及婦人のいわゆる Unpaid family labor によって耕作された。煙草プランテーションではそれが 52% に達し、また黒人地帯<sup>フロッグバート</sup>の中心部を含むアラバマでも、52% とされた。<sup>42)</sup> かくしてプランテーション小作農の家族労働は、あたかも奴隷家族のように、プランターによって殆んど「所有」されるものであり、直接プランテーション労働收取の重要な要素をなし、前述の労働の強力的監督の制度と相まつて、プランテーション労働制度の最も陋酷な、奴隷制度に通ずる特質を、形成するものである。

プランテーション労働收取様式の第 3 の特徴的形態としての徭役労働は、プランテーション家族（プランター及び小作農を含めて）の食料と家畜飼料等を栽培する地主直營農場で見出される。前に見たように、現在の南部のプランテーション内の地主農場は、平均して、プランテーション耕地のほぼ 5 分の 1 をしめるが、1910 年に 50 家族の小作農を使役する大プランテーションでは、その地主農場の耕地面積は平均 293.4 エイカに達し、小作農 1 家族當り耕地が 25 エイカであるから、12 家族の小作農耕地の廣さに相當した。それ等地主農場の労働は、一部分は正規の賃労働者によって、一部分はクロッパー或いはその家族員によって、なされる。<sup>43)</sup> このクロッパー及びその家族員によってなされる地主農場での労働は、明らかに一種の徭役労働である。それは無論、普通は支拂われざる労働であり、クロッパー制度の特質としての、強制的條件に於てなされるのである。「このプランター自身によって經營される大きい地域（地主農場及び地主保有の未耕地）は、農奴が労働を提供することを強いられ、そして森から薪をとり、時には獵漁も許された封建制經濟に於ける領主の館の附屬領地に、若干似ている」。<sup>44)</sup>

クロッパーの徭役労働と一緒に用いられる地主農場内の「正規の賃銀労働者」が、その契約の形式はともかくとしても、純粹の資本主義的賃銀労働の内容をもち得ないことは、考えられる。それは、プランテーション小作農の半奴隷的乃至は半農奴的労働條件に、密接に結ばれ、同じような強制的で低劣な労働條件を強いられる。農業

38) Ibid., pp. 82, 83.

39) Ibid., p. 6.

40) Ibid., pp. 6, 88.

41) Ibid., p. 5.

42) Brannen, op. cit., p. 27.

43) Allen, James S., The Negro Question in the United States, 1936, p. 41.

44) Ibid., p. 41.

賃労働者の賃銀の大きさが<sup>45)</sup>、南部で特殊な低さを示すのは、南部での賃労働使役農場の大部分がプランテーションの地主農場であるから、當然これら地主農場の賃労働者の賃銀の低さをあらわしているわけである。1940年に、南部大西洋岸および東南中部地方の、食事なし月當りの賃銀は、ニューイングランド地方のその、2分の1に達しなかったし、ことに東南中部の食事なし1日當り賃銀は、ニューイングランドのその40%にしかあたらなかった。

プランテーション労働力にかかる極端な低廉、無償勞

働のかかる濫用は、それ等こそプランテーション制度の基底をなすのであるが、本来最も古くから商品經濟に結ばれ、いわゆる利潤追求の企業として存在し來ったプランテーション農業の、技術的進歩、資本主義的集團化への傾向を阻止する最大の要因である。資本主義の一般的發達とその滲透力とに、とりかこまれ、商業的企業として、資本主義的競争の法則におかれて、プランテーション農業もまた、集約化が全然認められないと云うわけでない。機械設備費の増大、肥料費及び役畜價値の増大等に集約化が指摘されるところもあり、<sup>46)</sup> それらなくして棉花王

(表 6) 農業賃労働者の賃銀の地域別比較

		1ヵ月當り賃銀		1日當り賃金	
		食事つき (ドル)	食事なし (ドル)	食事つき (ドル)	食事なし (ドル)
合衆國平均	1910—14年平均	22.09	29.18	1.16	1.42
	1940年7月1日	29.01	37.18	1.37	1.62
ニューイングランド	1910—14年平均	24.18	37.70	1.27	1.71
	1940年7月1日	33.91	57.90	1.80	2.67
中部大西洋岸地方	1910—14年平均	22.25	33.41	1.24	1.63
	1940年7月1日	30.73	47.13	1.79	2.38
東北中部	1910—14年平均	23.75	32.80	1.31	1.68
	1940年7月1日	30.35	42.25	1.68	2.17
西北中部	1910—14年平均	26.32	36.86	1.46	1.88
	1940年7月1日	29.37	39.67	1.53	2.06
南部大西洋岸	1910—14年平均	14.62	20.97	0.81	1.05
	1940年7月1日	17.55	25.69	0.92	1.21
東南中部	1910—14年平均	14.71	20.80	0.81	1.05
	1940年7月1日	16.14	23.21	0.80	1.04
西南中部	1910—14年平均	17.35	24.93	0.98	1.25
	1940年7月1日	19.87	28.25	1.00	1.26
山岳地方	1910—14年平均	32.48	46.42	1.50	2.05
	1940年7月1日	36.91	52.43	1.74	2.29
太平洋岸	1910—14年平均	33.45	48.16	1.49	2.06
	1940年7月1日	42.34	65.12	2.09	2.77

Monthly Labor Review, Sep. 1940, p. 727. より。

45) プランテーション内の賃労働は、クロッパーより、移動の自由を有し、前借でなくて賃銀として受けとる點で、近代的であるが、半面、仕事不安定で、半失業状態におかれていて、ふつうはクロッパー以下の地位にあるとされる。その収入も、クロッパーの収入312ドルに對して、プランテーション賃労働者は180ドルであった。後述参照。

46) 玉谷宗一郎「アメリカ南部諸州棉作經營の集約化について」(「商學論究」第14號、昭和14年)。シナ棉業調査委員會「米國棉作農業と傳統——南部の小作制度について——」(藤田敬三編「世界産業發達史研究」75—88頁)参照。玉谷氏の論文は、1920年のセンサスの數字を中心に作成した豊富な統計をふくんでいるが、肥料費用の増大、家畜價額の増大が、そのまま集約化の標識とされ得るか、どうか。(なお物價の變動についてどうか。)

國時代の棉花生産額 500 萬俵から、現在の 1,300 萬俵への増大があり得なかつたかともされ得ようが、事實はそうした棉花生産高の増大は、基本的にはテキサス、オクラホマ等のいわゆる南西部地方への棉花耕地の擴大、カリフォルニア等の新たな棉作地方の發達等によるものであった。新たな棉花地帯は、プランテーション的傳統の缺除または稀薄によって機械的生産、集約化經營が顯著であり、カリフォルニアなどは、高度の資本主義棉花農場を發展させつつあるが、ミシシッピ河以東の舊棉作地帯、すなわちプランテーション地帯は、地形的にトラクター

均の 185 ポンドに到るまで、本質的進歩が認められず、<sup>47)</sup>最近のニューディール生産制限による生産限界以下の貧耕地の耕作停止と、カリフォルニア始め西部の機械化棉作の發達とによって、漸く 250 ポンド内外の平均數に達したにすぎない。1939 年の 1 エイカ當り棉花生産高は、カリフォルニアの 648 ポンド、ミズウリの 555 ポンド、ニューメキシコの 523 ポンド等に對して、ミシシッピは 299 ポンド、アラバマは 186 ポンド、ジョージアは 227 ポンドであった。プランテーション地帯の農業労働生産性の低位と停滞性とは棉に限らない。

(表 7) 農作物單位當り必要労働量 (労働時間と指數——1927—31 年=100)

	單位	合 衆 國		最近の必要労働量最小 (労働生産性最高)の地方		最近の必要労働量最大 (労働生産性最低)の地方				
		労働時間	指 數	労働時間	指 數	労働時間	指 數			
棉	(1 bale)	1907—11年	271.00	114	(ニューメキシコ, アリゾナ, カリフォルニア)	163.00	108	(南カロライナ, ジョージア, アラバマ)	299.00	106
		1917—21	275.00	116		216.00	143		314.00	111
		1927—31	238.00	100		151.00	100		282.00	100
		1932—36	218.00	92		126.00	83		253.00	90
玉蜀黍	(1 bushel)	1909—13	1.09	117	(カンサス, ネブラスカ)	0.67	149	(南カロライナ, ジョージア, アラバマ)	3.10	97
		1917—21	1.02	110		0.54	120		2.85	89
		1927—31	0.93	100		0.45	110		3.20	100
		1932—36	0.90	97		0.44	98		3.15	98
小 麥	(1 bushel)	1909—13	0.89	193	(カンサス, ネブラスカ)	0.75	417	(南カロライナ, ジョージア, アラバマ)	1.87	111
		1917—21	0.77	167		0.53	294		2.06	121
		1927—31	0.46	100		0.18	100		1.70	100
		1932—36	0.41	89		0.18	100		1.70	100

Monthly Labor Review, August, 1939, p. 286.

耕作に不適當であるとか云われて、何等目立った機械化、集約化の傾向がとられない。そこでは奴隷制時代以來の騾馬 1 頭單位の耕作が、依然として支配的である。大西洋岸地帯の棉花プランテーションに於ける肥料使用の著しい増大は、實は久しきにわたる掠奪耕作の結果、土壤の蝕壞荒廢が甚しく、肥料なしに生産できないことを示すに過ぎないし、機械設備費の増大も、地主農場部分か市販操作の機械化傾向(トラックの採用など)を意味するのであって、クローパー耕作によるプランテーション労働の基本部分の機械化は、依然として進展していない。それ故合衆國平均の 1 エイカ當りの棉花生産高は、南北戦争以前乃至直後の 150—190 ポンドから 1930—35 年平

47) Agricultural statistics, 1940, p. 108. なお棉作地帯の機械化については、Paul S., Taylor, Power Farming and Labor Displacement in the Cotton Belt, 1937. Monthly Labor Review, March-April, 1938 が参照すべきである。本論文は、テキサスの棉作を中心とし、後篇でミシシッピ州にも言及しているが、ブラックベルト一般の機械化については、論證は不充分である。なお、棉作農業の機械化の問題については Daniels, Jonathan, A Southerner Discovers the South, 1938 pp. 182—187 に、大プランターの意見がある。その大プランターは、「摘採機械は、小作農にとって、不適當である。」「成功的な摘採機が發達したならば、5 年以内に、いま棉作に従事している少くとも 100 萬の農民が仕事を失うだろう、だが、小作農に對する「漠然たる脅威とさえなるような摘採機もまだ見當らない。」と云う。



かくして「この 50 年來、發達して來たトラクター及びその他摘採機械 picking machine は、生産の資本家的組織が機械の使用を可能ならしめた西部の棉花地方でのみ、有利なものであることが、示されて來た。古い棉花地方は、その古い方法を固執し、新しい技術的發展をすべて頑固に拒んだ。」「強固に根を持った奴隷制度の残存物は、機械の使用に對する頑固な障礙であることを示した……。地主は、手近かに極端に安價な労働力の供給を有する所では、その固定的資本即ち機械等への投資を増加しないであろう。」<sup>48)</sup>と云われる。

## Ⅶ プランテーションの前貸制度

(經理をめぐるプランターとクロッパー)

殆ど奴隷制度そのものを想わせるそれら労働監督制、家族労働制、徭役労働制等の、野蠻な隷屬的労働關係は、プランターと小作農との經理關係の欺瞞的陋酷と結びついて、プランテーション超収取を實現する。労働關係にあらわされた、小作農のプランターに對する人格的隷從は、兩者の經理關係が、對等の自由人の間の公明の關係たり得ないことを豫想させる。

プランテーションに於けるクロッパー労働契約は、大部分文書形式を伴わない。1920年にブラネンの調査したクロッパー使用の 83 プランテーションの中、僅か 12 がクロッパー契約に文書形式を用いていたにすぎないし、他の小作農使用の 70 プランテーションの 36、すなわち漸く半分が、契約書を交付したにすぎない。<sup>49)</sup> 1930 年には、事情は却って以上より悪く、ミシシッピ三角州地方のプランテーションの 90% は、正規の契約書を書かないとされ、<sup>50)</sup> 1938 年 7 月の National Emergency Council の報告では、クロッパー家族の契約書が作成されたとしてもブラック・ベルトの黒人達は、多くの場合それを讀むことが出來ず、或いは少くともその内容を了解することが出來ず、契約の諸條件は、プランターの一方的裁量と一方的「理解」とで決定される。普通には、收穫時まで、すなわちクロッパーが労働の成果の分け前を實現するまでの、クロッパー家族の生活資料支給についての當事者間の協定だけで、契約が成立する。<sup>51)</sup>

ここで我々は、クロッパー制プランテーションの主要な特徴としての、前貸制度を考察せねばならない。その

前貸制度が、プランテーションに於けるプランターと小作農との經理關係の中心部分をなし、かつ労働の隷屬關係と結合してクロッパー制プランテーションの制度的中核をなすものである。

前述のような労働監督制、家族労働制等の、實質上奴隷制度とかわらない直接的な強制労働形態も、法制的保證を持つものでないから、現在のプランターを満足も安心もさせない。プランターの管やピストルも奴隷制時代の昔ながらに、いや或る意味では昔より以上に、使用されているとしても、合衆國憲法が「奴隷制度又は強制的奴役 (involuntary servitude) は、犯罪に對する刑罰として適法に宣告を受けた者に對する場合を除いて、合衆國または其の管轄に屬する總ての地に於て、存在を許さない」と明記しているのであり、黒人が既に鎖によっても國法によっても、人格的につながれていない筈であり、黒人自身が、管やピストルの威嚇や行使に抗して、自分を言表し自分の行動を自分で規制する自由人としての力を、育てつつあり、そしてアメリカ文化も、自由人に對する管やピストルの公然たる行使をいつまでも黙視できないにちがいないから、奴隷制度の慣習とプランターの個人的な力とを根據としただけの方法では、黒人をプランテーションの強度収取に保持することはむずかしい。云いかえれば、奴隷制度の個別的な、または斷片的な、殘滓、或いはその惰性的な慣習は、たとえそれ自身に極めて根強いものであり、かつ一應の形態變化を遂げ得たとしても、奴隷制度そのものの倒壊を導いた經濟及び社會の近代的發展の大勢の中では、單獨では自己を維持し難いのである。それは少くとも外形上の經濟制度、法律制度、更に政治力及び社會的外枠等によって、自己を一種の現實的制度にまで、強化せねばならない。クロッパーの前貸制度は、かかるものとしての第 1 の基本的のものである。

労働力の外何ものをも持たない黒人が、プランテーションの労働につくに際して、第 1 に考慮されねばならないのは、彼とその家族との生活資料である。若し賃労働者として雇われるなら、毎日支拂われる賃銀によって家族の生活を維持してゆける。だが、そうした賃労働形態の労働力は、移動の自由を有するものであり、労働者の移動の自由は、1 年を通じて繼續的労働を必要とするダースン(プランター)と 1 人のクロッパーとの契約が文書形式をとるが、クロッパーは讀めない。契約書の中心項目は、「該小作農が地主より支給された前貸を支拂うべき時に支拂い得ないならば、その小作農は前記物件の所有を引渡すことに同意すること、その場合地主は小作農の利害のある一切の財産を賣却乃至處置する權利を本契約書によって承認せられる」と云う件である。

48) Allen, op. cit., pp. 87—88.

49) Johnson, Charles S., The Negro in American Civilization, 1930, p. 122.

50) Lumpkin Katharine D., South in Progress, 1940, p. 41.

51) かかる契約については、Spivak, "Georgia Nigger" p. 34 に一つの典型が見出される。そこでは、パ

けでなく、よりよき労働条件で労働力を吸収保持する方法をとろうとはしないプランターにとって、最も望ましくないことである。だからプランターは、黒人に賃銀を支拂うのでなく、收穫物の分け前を支拂うことによって、收穫が終るまでの労働力を確保しようとする。これがクローパー制度成立の表面的理由である。事實南北戦争後の「再建」時代のプランターの主要な經濟上の努力は、奴隷制度と云う現實の羈絆を解かれ脱して、プランテーションから流出せんとする黒人労働力を、元通りの劣悪な条件でプランテーションへ制縛せんとすることに集中された。<sup>52)</sup> 彼等は一方で自由な形式の賃労働を拒否して、労働力のより固定的な小作制度を樹立しようとし、他方で、經營としても労働としても、より多く獨立性を獲得しようとする普通の小作農形態を拒否して、生産及び生産物へのプランターの管理權を固持しようとした。クローパー制度は、そうした努力の中から、奴隷制度の殘存物の上に、形成されたのである。むろん、再建期の南部の貨幣の缺乏が、賃銀形態を困難にした事情はあったが。

クローパーは、收穫終了まで自己の労働の報酬または成果を自己のものになし得ないので、プランテーションを途中で去ることが出来ない。またクローパーの作物は、その労働の終始とともに、プランターの管理下に置かれる。作物差押權法 *crop lien law* は、クローパー乃至小作農の作物に対するプランターの管理權を法制化したものである。この作物差押權は、商人乃至金融家のプランテーションに対する貸附にも適用され、再建時代にはクローパーの作物に対する差押權をめぐって、プランターとプランテーション金融者との間に、激烈な抗争が展開された。

所で、クローパーの收穫終了までの家族生活資料はどうするか、これはプランターによって、現物か現金か、プランターの代理商店での掛け買いか、のいずれかの形で、前貸しされるのである。ウーフターの調査によれば、1934年に於てクローパー家族は平均月13ドルずつ、2月から8月までの7ヵ月間生活資料前貸しを地主から受けとった。それは個々の場合は最低月5ドルから最高20ドルであり、事實上クローパーはこの前借りの形でその現金収入の大部分を得ている。1年を通じてクローパーの前借りは、その現金年収入の63%以上をしめた。<sup>53)</sup>

だが1ヵ月5ドル乃至20ドルで平均4人乃至5人の家族員の生活費をまかなうことは困難であって、クロー

パーは月の始めの2週間で1ヵ月分を消費してしまう。残りの2週間は更にプランターか、商人かにすがる外はない。クローパーの負擔分とされる肥料もプランターの前貸しと云う形をとる。

このような生活資料の前貸しは、奴隷制時代の奴隷に対する給附の延長を想わせる。この前貸しによって生ずるクローパーの債務關係は、クローパーを、いやおうなしに收穫終了までプランテーションにしぼりつける。またこの前貸しが、作物差押權法 *crop lien law* を發動させて、クローパーの作物は一切、債權者なるプランターの管理下に屬させられる。

しかも前貸し制度は、クローパーを收穫終了までプランテーションに固定するだけには、とどまらないのである。それはプランターの、クローパー收取の重要手段をもなす。前貸しの利息は極めて高率であり、1934年の535プランテーションの平均の前貸し利率は37.1%であった。大プランテーション地方たるミシシッピデルタでは、40.6%から44.8%、アーカンソー河流域では55%であった。現物支給の場合は利息はより高く、商人から前貸しを受けた時は70%にも達する。かかる高利は、クローパーが往々收穫までに逃亡するからであるとされる。大プランテーションでは、プランターの經營する代理商店が、プランテーション内にあつて、クローパー乃至小作農の家族は、そこで生活資料を半ば強制的に買わせられるが、そこでは商品の價格は常に市價より著しく高價であり、時には50%も高價である。掛け買の場合にはそれに20%の利息を計上される。肥料の前貸しに対する利息も30%以上が普通である。<sup>54)</sup>

單一栽培に依存するプランテーション農業は、市場の値下り、不作、その他によって屢々經營破綻に追いやられ、プランテーションの商人や金融家また銀行等への金融的依存は一般的現象であるが、リスクが多いため、いな、プランテーションの半封建的關係に照應して利率も高く、ウーフターによれば、1934年にプランテーションの受けた融資の中、政府貸附が平均年利10.4%、商人からの融資は16.4%、銀行貸附は15.2%であった。従つてプランターは銀行や商人に10—15%の利子を支拂う、他方<sup>55)</sup>、クローパーや小作農から30—50%の利子を受けとるのであり、「クローパーへの信用によって、プラン

54) Ibid., pp. 60, 61, 62.

55) Ibid., pp. 62—63. なお、プランターの2分の1までが、擔保附長期負債を負っていたし、その額は、農場の全價額の40%に及んだ。棉作7州では1910—28年の間に、擔保負債は四倍になった。またプランテーションの10—30%は、銀行またわ保險會社等の所有に歸しているとされる。

52) 「再建」については、Allen, *Reconstruction*, 1937. とくにクローパー制成立については、Wesley, Charles, H., *Negro Labor in the United States*, 1927, pp. 116—155. を参照。

53) Woofter, op. cit., pp. 29, 62.

ター及び商人が正味得るところは、年平均利率 28% である」とされる。元來分益制度自體が、プランテーション農業のリスクを、クロッパーに分擔させるものである。

以上のような信用制度は、單にプランターのクロッパー搾取を強化するだけでなく、プランターが自分の一切のリスクをもっぱらクロッパーに轉嫁させることを可能にする。

とにか、平均的に云えば、クロッパー家族の現金年所得の 63% が、前借り形態で得たものであり、その前借りの利子は、クロッパーの年所得（現金）の 10% 以上になる。つまり、クロッパーは收穫にさいし、その分け前前から一切の前借りとその利子とを差し引かれ、もし不作であったり作物價格が下ったりすると、前借りの元利を引かれて後が残らなかつたり、前借りの返済も出来ないことになる。事實、1930—34 年に、毎年末にプランターに債務を負っていたプランテーション小作農は、ワーファターの調べでは、全體の 14% 内外あり、その負債額は、1 小作農當り 100 ドルから 140 ドルであった。<sup>56)</sup> この債務のため、クロッパーは、翌年もそのプランテーションから他へ移ることが出来ないのである。

それ等一切の經理關係が、プランターの帳簿によってのみなされることは不正會計を不可避的にする。前貸物品の價格にしても、前貸利息の計上にしても、すべてはプランターが勝手に定め、勝手に記帳する。收穫物の市販も、プランターが全部を行うのであり、市販費用はクロッパーも分擔させられるが、その會計もすべてプランターが行う。クロッパーは前借りの實額も、收穫物の實高及びその市販によって得られた金高も、プランターの云うまましか知ることが出来ない。それ故收穫物の分け前も名儀的なものにすぎない。<sup>57)</sup> 收穫物の分け前は、クロッパー制度の下では、プランターは、作物の 2 分の 1 と

56) Ibid., p. 60.

57) Johnson, op. cit., p. 123. なお、Federal Writers' Project (W. P. A.) 'These are our lives, as told by the people and written by members of the Federal Writers' Project of the Works Progress Administration in North Carolina Tennessee, and Georgia, 1938, pp. 17—30. には、北カロライナの 1 人のクロッパーの主婦(49)の言葉がのせられているが、その中で「私らはアンダースン(地主)と、清算のときはいつでもいざこざを起しました。ある年、私は、自分で帳面を作って、アンダースンに、彼が私らの勘定へつけることをすっかり私の帳面に書き入れさせてくれるように、頼みました。そうして、年の終りに彼の數字とあわせようと思いましたが、アンダースンは、そんなことは許さない、帳面はすべて自分が管理するのだと云うのです。そこで私は、毎週彼が、私の勘定につけるものを聞いて、それを私の娘に書きとらせました。その年の終りに、……

棉種の全部、南カロライナ、ジョージアの一部等では、作物の 3 分の 2 と棉種全部を取得するが、残りのクロッパー分から、前貸しの元利、肥料分擔分とその利子、繰棉費分擔分、袋詰分擔分、一般の市販費用分擔分等の一切を、自らの一方的裁量でさしひくのである。このように、小作農が、プランターの思いのままにされる制度は、「プランターを酷薄で貪慾にし、黒人の無力と無希望とみじめさとを増大する」。

しかもそれらのプランターの恣意的な、詐欺的會計は、労働關係に露骨にあらわれたあの奴隷所有者的な暴力手段によって、支持される。「シェアクロッパー達は、普通、大ていのプランターが、クロッパーの取得を多くしないようにごまかしているものと信じている……。個々の黒人が、プランターの勘定に疑問を提出した場合は、私刑を受ける」。<sup>58)</sup> 「南部のある地方では、自ら廉直をもって任じ、若し彼等をつまらぬべてん師だと云う人があれば、血の償いを強要しようとする程の人々が、自分達が、黒人の棉を、窃盜にも等しい値段で買ったり、強奪的高値で商品を賣りつけたり、彼等を常に債務者にしておくために勘定をごまかしたりして黒人からまきあげてを、自慢するのを躊躇しない。黒人がこの種のやり口に抗議するときは、暴力を以て脅かされる。かかることが行われる地方の白人の陪審員が、正義の判断をするとは考えられない。事件を法廷に持ち出そうとすることさえ、常に暴力沙汰を呼び起す」。<sup>59)</sup> 1919 年 10 月 1 日から 3 日に亘って、アーカンソー州フィリップス郡イレインで勃發し、黒人死者 15 乃至 50、白人死者 5 乃至 10 を出した人種暴動の眞因が、黒人クロッパーが、白人プランターから、より公正な經理、清算と、正當な價格とを獲得せんがために、組合を組織しようとしたことから發した。1931 年夏、アラバマ州キャンプ・ヒルに於て、ブ

勘定するとき、それ〔計算書〕を、アンダースンに渡しました。彼はそれを見て狂氣のように怒りました。彼の數字で勘定するのでないなら、出て行け、自分の農場では、自分以外の誰にも、帳簿を管理させない、と云いました……。そんな調子なので、この地主の所で 13 年働いてきた間に、「いいことは何もなかった。せいぜい 2 年間に、すっかり拂いをすませて、179 ドルをあげたのが、一番よかった時です。大ていの年は、勘定をすませると、50—60 ドルしかのこらなかった。……去年は、彼の所で働いて、私共は、棉を 11 俵と、豆を 300 袋と收穫しました。勘定するとき、彼の計算では、收穫の私共の部分は、5 ドルしかないことになっていました……」と云っている。

58) Rochester, Why Farmers are Poor? 1940, p. 58.

59) Cited from: Wilson, Walter, Forced Labor in the United States, 1933, pp. 85—86.

ランターの武装団の襲撃を受けて数名の死傷と数十名の逮捕者を出しつつも、結成された Alabama Share Cropper Union は、その要求の中に、(1) 7月1日に停止された食料給付を繼續されること(この停止によってクロッパーは9月の棉摘み期まで飢えるか乞食するかせねばならない)。(2) クロッパーが彼の生産物を「分配」のためにプランターに手渡さずにクロッパー自らの選ぶ所と時とに現金に替え得る権利、(3) 棉摘採期に於ては現金清算のこと、(4) 黒人の子供に白人と同様9ヵ月間の學校を與えること、(5) クロッパーが自分の菜園を有する権利、等を掲げていた。これらの要求の中、食料給付を11月1日まで延長することと、クロッパーに自家用菜園を許すことの2つがプランターによって讓歩されたにすぎない。<sup>60)</sup>プランター達は個々の黒人の要求には、管とピストルとの個人的暴力を以てするが、組織化された要求には、警吏等をも含めての武装団隊を以てこれを彈壓し、私刑及び人種暴動にまでいたるのである。

このような暴力を以て維持される詐欺的經理と前貸制度とは、必然の歸結として負債奴隷制 Peonage に發展する。奴隷制度と云う、労働の直接の人格的隷屬の制度に、代置された經濟的労働制縛の制度たる前貸制度は、負債奴隷制度に發展することによって、再び完全な人格的隷屬の制度となるのである。

前借負債が、クロッパーを同じプランテーションに人格的にしばらない場合も、負債そのものはクロッパーについてまわる。クロッパーが翌年度に別のプランテーションへ移ることが出来たとしても、新しいプランターは元のプランターと協定して、クロッパーは、新しいプランテーションで、元の負債を負ったまま耕作を始めるに過ぎない。<sup>61)</sup> 上に見て来たような制縛の制度にも拘らず、年度代りに、クロッパーの移動は非常に多く、1920年のセンサスでは、同じ農場で2年以上續けて働いていたクロッパーは全體の45%、1930年にはそれは37%にすぎなかった。<sup>62)</sup> ひどいプランテーション労働条件が、クロッパー等を、不斷に「よりよきプランターとよりよきプランテーションを求めて」の移動の欲求に驅るのであるが、プランテーション自體はどこでも大差のないものであり、黒人達の状態は、そこでは何等改善の希望を持ち得ないのである。

### VIII クロッパー制度の數字的總括

プランテーションにおける労働收取關係の數字的總括には、まず、所得の關係を見るのが、適當だろう。

60) Wilson, *ibid.*, pp. 113—114.

61) Rochester, *ibid.*, p. 60. 62) *Ibid.*, p. 61.

プランターの純所得の平均は、2,576ドルだったのに對して、クロッパーは312ドル、シェアテナント417ドル、全納小作農は354ドル、賃労働者は180ドル、であった。<sup>63)</sup> しかも、プランターの自家消費農産物價額259ドルは、純所得の10%にすぎなかったが、クロッパーは、105ドルで純所得の33.6%、シェアテナントは145ドルで34.8%であった。だから、現金純所得は、プランターの2,300ドルに對して、クロッパー122ドル、シェアテナント202ドルであった。また、1936年に Farm Security Administration が調査したところでは、アーカンソー州の丘陵地帯の287棉作小作農の現金總所得は、1家族當り年134.71ドル、世帯道具平均價額27.87ドル、全財産306.61ドル、負債220.17ドル、従つて財産の純價額85.44ドルであった。<sup>64)</sup> 個別的な例では、ミシシッピ河三角洲にあるアメリカ最大の棉作プランテーションである Delta & Pine Land Company では、1936年度の總所得550,120ドル、そのうち396,516ドルを俸給賞與、社債利子等に支拂つた後、なお153,604ドルの純益を得たが、そこで働くクロッパー家族(900戸4,000人)の1人當り平均(頭割り)年所得は、38ドル、1日10セント餘であった。<sup>65)</sup> 1933—37年にクロッパーの状態の若干の改善があったと報告する南カロライナとアーカンソーの調査も、37年の南カロライナ州ロレンス郡のクロッパー家族の平均總収入は285ドル、うち214ドルは前貸しの形で、結局收穫所得の清算によって得た現金は71ドルであった。アーカンソーの4つの郡のクロッパーの平均總収入は229ドル。またプランテーション賃労働者の年所得は、南カロライナで250—260ドルであった。<sup>66)</sup>

再び平均數に戻つて、クロッパー家族の年所得312ドルの行方を見れば、3分の1(105ドル)は自家消費農産物、即ちいわば1月30セントの割で家族(平均家族員4人)が消費し、3分の1近く(85ドル)は、2月から8月まで毎月13ドルの割で支給された生活資料前借で、家族1日40セントの割で耕作期間に消費され、残りの3分の1強、すなわち收穫清算から得た現金所得122ドルは、家族の衣料やその他の臨時費にあてられるが、大

63) Woofter, *ibid.*, p. 85.

64) Maris, D. V., *Farm Tenancy, Yearbook of Agriculture, 1940*, p. 889.

65) Rochester, *op. cit.*, p. 65.

66) *Monthly Labor Review, Nov. 1940*, p. 1154. 經營者の利得については、南カロライナのロレンス郡で、クロッパー使用のプランターの純収入1エイカ當り9.78ドル、賃労働者使用のもの10.86ドル、これに、AAAの補助金を加えると、クロッパー使用の場合、14.25ドル、賃労働使用の場合19.80ドルであったと報告されている。

(表 8) プランテーション所得 — 總所得 (1934年)

	總所得	收穫物販賣による所得		地主と小作農との間に分配されない收穫物販賣所得額内訳								
		地主と小作農との間に分配されたもの(棉)	分配されざる收穫物	地 主					小 作 農(全 體)			
				合計	家畜生産物販賣	佃へ賃貸した土地の地代	AAA 以上の賠償金	自家消費農作物	合計	家畜生産物販賣	AAA 以上の賠償金	自家消費農作物
1 プランテーション当り平均額	9,498	6,683	1,478	1,478	246	151	822	259	1,337	65	108	1,164
百 分 比	100.0%	70.4%	29.6%	15.5%	2.6%	1.6%	8.7%	2.7%	14.1%	0.7%	1.1%	12.3%

Woolter, Landlord and Tenant on Cotton Plantation, p. 66.

(備考) 右の小作農所得額は、1 戸當りでなく、プランテーション内の小作農全體である。

分配されない收穫物とは、地主農場の生産物と、小作農の自家消費用菜園(1 戸當り 1—2 エイカ)からの上り、である。AAA の賠償金(生産制限に対する)の分配が、地主に 822 ドル小作農(生産者)全體に 108 ドル、というのは、特徴的である。これについては、拙稿「プランテーションとニューディール」の中で論じる。

(表 9) 經營種別平均所得

	賃労働のみで經營せるもの	クロッパー、シェアテナントのみで經營せるもの	定額地代または金納小作のみのも
プランテーション数	38	546	47
プランテーション總所得平均	8,211 <sup>FA</sup>	10,462 <sup>FA</sup>	974 <sup>FA</sup>
同 支 出	4,903	3,826	374
同 純 所 得	3,308	6,636	
小作農純所得	316	3,921	
プランター純所得	2,992	2,714	600
投資への戻り	1,492	1,797	1,026
6% プランター勤勞所得	1,500	918	(-) 426

Woolter, p. 89.

(表 10) 小作農家族及び労働者家族の平均年所得 (1934年)

	賃労働者	クロッパー	他のシェアテナント	金 納小作農
總 所 得	180 <sup>FA</sup>	312 <sup>FA</sup>	417 <sup>FA</sup>	354 <sup>FA</sup>
現金所得	148	122	202	196
收穫清算よりの所得	—	91	152	—
賃 銀	148	21	17	—
AAA 以上の所得	—	8	17	26
地主と分配されない收穫販賣	—	2	16	170
現物所得	32	190	215	158
前借生活資料	—	85	70	—
自家消費農作物	32	105	145	158

Woolter, p. 87.

部分その秋からクリスマスまでに消費され、冬中は極めてみじめな糧食をプランターから借りるかどうかして過すのである。<sup>67)</sup> だから2月はじめに新たな耕作を始める時は、クロッパーは依然労働力以外の何ものをも有せず、却って、前述のようなプランターへの債務さえ負っている。以上は無論普通の收穫があった時のことであって、棉實象鼻蟲、早害、水害、風害等による凶作の場合、或いは經濟不況で棉の値下り、賣れゆき不振の場合は、クロッパーは負債奴隷の境涯に固定されるのみである。

クロッパーの生活の悲惨については、2, 3 の数字をかりるととどめよう。1910 年に、プランテーション小作農の家屋價值が平均 179 ドルであるのにプランター家屋は 1,179 ドルである。50 家族以上の小作農を使用するプランテーションに於ては、プランター家屋價值平均 4,675 ドルに對して小作農は 172 ドルであった。クロッパー家族は 5 人乃至 7, 8 人が 1 室か 2 室の傾いた假小屋に、文

67) Woolter, p. xxviii.

明社會に於て想像し得る限りの悲惨な生活をしている。しかもそこからの脱出はおろか、僅かな状態改善の希望も殆んど持ち得ずに。クロッパーの悲惨な生活については、アースキン・コールドウェル Erskin Caldwell の小説「タバコ・ロード」"Tobacco Road" の、ジーター一家の生活を想起するだけで充分である。<sup>68)</sup> 尤もジーター一家は白人クロッパーであり、かつては黒人奴隷群を使役していた大プランターの子孫のなれの果てである。黒人クロッパーが、白人貧農より一層劣悪な生活条件にあることは云うまでもない。かくして例えば、棉花 10 州(テキサスを除く)は、1938 年度に、出産者數に於てテ

68) Caldwell のこの小説は、きわめて深刻に南部の現實の暗黒、とくにプランテーション制度によって零落した白人貧農の悲惨きわまる現實を、形象化し、そのリアリズムとヒューマニズムを以て、人をうつが、餘りにもうちのめされた人間性のみをえがいて、そう云う現實とたたかう人々の姿、たとえばシェアクロッパー・ユニオンの人々の努力をえがかないので、餘りにも陰慘すぎる。

キサス、カリフォルニア、マサチューセッツ、ニューヨークの4州を除いた合衆國全體の28.9%をしめたが、死産者數に於ては38.8%、1歳以下幼兒死亡數に於ては35.9%であった。それ等10州の黒人は、出産者數に於て10.2%であるのに、死産者數に於て21%、幼兒死亡數に於て15%であった。<sup>69)</sup> またそれ等棉花地帯は、榮養障害病たるペレイグラ(イタリヤ癩病)<sup>70)</sup>を始め、生活條件の劣惡に起因する病氣の死亡率がきわだつて多いことで有名である。1929年の數字によれば次の如くである。

(表 11) 原因(病氣)別に見た死亡率比較(人口100,000人につき)

	北 部	南部白人	南部黒人
ペ レ イ グ ラ	0.28人	11.61人	39.47人
バ ラ チ ブ ス	1.74	6.71	15.84
マ ラ リ ヤ	0.19	9.98	21.05
インフルエンザ(肺)	24.76	49.12	60.48
他のインフルエンザ	12.71	30.56	48.30
赤 痢	0.89	5.04	7.09
肺 結 核	64.62	52.87	155.37
他 の 結 核 病	9.04	5.59	15.52
微 毒	7.66	4.54	34.54

Cited from: Lumpkin, K. D., South in Progress, p. 80.

しかも、「賃銀労働制の下では、農作の多角化、施肥、土壤復興、および一般的な經營維持は、はるかに容易に、かつ經濟的になされるし、労働のよりよき素質が要求され得、より多き收穫が得られる」とされ、あるいはまた、「高級の小作農を使用するときは、地主は、監督や指圖の責任から免れる。そう云う小作制度の下では、地主側に、經營の設備や費用が少なくてすむ<sup>71)</sup>とされるのに、プランターの調査した79の棉作プランターの、57%がクロッパーを選び、35%がシェアテナントを、8%が金納小作農を選ぶと報告したし、<sup>72)</sup>依然として、南部棉作地帯では、このおくれた、社會的にも極めて有害な、野蠻なクロッパー制プランテーションが、支配的であることをやめない。

プランターが、經濟的に明かに低級なクロッパー制度を選ぶ理由は、第1に、それがプランテーションをして、極端に安價な労働力を、必要な期間安定的に確保させること、第2に、生産が機械設備や集約的諸手段に、多額

の費用と高度な配慮を要求せず、安易で單純な單一栽培制耕作を、勤勞者の人格性に考慮なしに指揮できる程度のオーヴァシアーと、管やピストルを使い得る程度の看視人とをもつて足りること、第3に、不安定な單一栽培、世界商品農作物の生産の危険をクロッパーに轉嫁できること、第4に、傳統的な諸要素と密接にむすびついていること、これらに見出される。クロッパー制度のようなおくれた耕作經營制度では、他の農作に轉換できないし、棉の單一栽培なら古くからのプランテーション制度でやって行けるし、と云うわけであろう。そして、クロッパーとシェアテナントとでは、「さびた農具や、やせそぼけた騾馬をもつシェアテナントよりは、クロッパーの方が、しばしば、より生産的である<sup>73)</sup>と云われる。たとえば、1934年度に、1エイカ當り棉花生産高は、クロッパーの平均が260ポンド、シェアテナントは244ポンド、だったし、また1913年のミシシッピーヤズウ三角洲のプランテーション調査によれば、プランターの所得は、クロッパーの場合、その投資額の13.6%、シェアテナントでは11.8%、金納小作農では、6—7%であった。<sup>74)</sup>

一般的に云って、棉花農業の好況がつづくときは、プランテーション労働は、賃労働者はクロッパーに、クロッパーはシェアテナントへ、地位を改善する可能性が生れる。即ち好況期には、クロッパーにも一定の蓄積が出來て、自分の農具か騾馬を買い、より獨立性のある小作農になり得る可能がひらかれ、そのようにして得られた獨立性の上昇は、わずかでも彼の移動能力を増大させ、プランターとの契約にさいし、ややよい條件を得ることもあり得る。これに反して、棉花の不況時には、シェアテナントはクロッパーに、クロッパーは賃労働へとおちる。「土地價格の上昇、労働力不足の増大、および一般的に競争的事態の刺戟によって、この20年間(1910—30年)を通じて、大部分の地方のプランテーション地主に、農場のより積極的な監督をなそうとする傾向が、増大しているようである。その結果は、金納および定額地代小作農をすてて、シェアテナント、更にシェアクロッパー形態を選ぶ傾向となる。<sup>75)</sup> また、「一般的にプランターは、不安定または價格低落の年は、クロッパーをして、その取分を棉でうけとらせ、他の時は賃銀で支拂う傾向がある<sup>76)</sup>とも云われる。

69) Statistical Abstract, 1940, pp. 93—95 参照。

70) ペレイグラは、ビタミンG 缺乏による榮養障害病と云われ、アメリカ南部の特有の病氣のようになっている。腐敗したとうもろこしをたべるとなると云われ、一般には、長く、とうもろこしと豚をばかりたべているとなるそうである。貧窮病の典型。

71) Brannen, op. cit., p. 23. 72) Ibid., p. 38.

73) Daniels, Jonathan, A Southerner Discovers the South, 1938, p. 183.

74) Allen, op. cit., p. 57, note.

75) Brannen, p. 38.

76) Nourse, Davis, Black, Three Years of the Agricultural Adjustment Administration, p. 344.

われわれは、アメリカ南部の特殊制度、奴隷制度の遺制としてのクロッパー制プランテーション制度が、農業制度として、いかなるものであるかを、見た。この制度が、アメリカの南部の農業および他の生産に、南部の社会と政治に、さらにアメリカ全体の経済と社会と政治に、どういう意味をもち、どう作用を及ぼしているか、この制度がどんな風に生じ、どう動き、とくにアメリカ資本主義の一般的危機において、どうなったか、ニューディ

ール期のプランテーションの問題、戦争と戦後の実状、農業における資本主義の發達が、それらの歴史的變動を通じて、プランテーション経済に、どうあらわれているか、この制度とそれに伴う社会的経済的害悪は、誰によって、いかにして、解決されるか、これらについては、稿を改めて、考察しなければならないが、<sup>77)</sup> とにかく、1930年代には、このようなクロッパーは、アメリカ南部に、70萬家族(人口250萬乃至300萬)いたのである。

77) 本論文は、戦時中の私の著作「米國南部のプランテーション制度」(800枚)の中の、第2章第4節「クロッパー制プランテーション」(100枚)である。戦時中のものであったため、1940年までの資料しか用いることができなかつた。戦後の資料によって、補足し得る機会をもちたい。なお、本論文は、最後の、「プランターとクロッパーの告白」(15枚)を、枚数の関係で、ここにのせなかつた。その他はほとんど、舊稿のままである。プランテーションについての参考資料の主なものをあげると次のようである(私が読むことのできたものは、そのうちのわずかな部分にすぎない。——\*印のもの。)

南北戦争前のプランテーション制度について(最も重要なものに限る)。

Olmstead, Frederick L., *A Journey in the Seaboard Slave States*, 1856, 2 Vols.\*

„, *A Journey in the Back Country*, 1860.

„, *The Cotton Kingdom*, 1862.

Helper, Hinton R., *The Impending Crisis* 1857.

Hammond, M. B., *The Cotton Industry*, 1897.

Kemble, Fanny, *Journal of a Residence on a Georgia Plantation in 1838—9*, 1863.

Phillips, Ulrich B., ed., *The Plantation and Frontier* (J. R. Commons and others, ed., *A Documentary History of American Industrial Society*, 1910—11, Vol. I—II).\*

„, *American Negro Slavery*, 1918.\*

„, *Life and Labor in the Old South*, 1929.

Russel, R. R., *Economic Aspects of Southern Sectionalism*, 1840—61, 1922.\*

Gray, Lewis Cecil, *History of Agriculture in the Southern United States to 1860*, 2 Vols, 1933.\*

Vance, Rupert B., *Human Geography of the South*, 1932.

Dodd, William E., *Old South*, 1936.\*

Hacker, Lewis, *Triumph of American Capitalism*, 1940.\*

Shannon, Fred. *America's Economic Growth*, 1940.\*

南北戦争後のプランテーション制度について、

Fleming, Walter L., *Documentary History of Reconstruction*, 2 Vols. 1907.

U. S. Department of Commerce, Bureau of Census, *Thirteenth Census of the United States (1910) vol. V*.\*

Hart, Albert B., *The Southern South*, 1910.\*

Bureau of Census, *Plantation Farming in the United States*, 1916.

Boeger, E. A. and Goldenweiser, E. A., *A Study of the Tenant System of Farming in Yazoo-Mississippi Delta*, 1916.

Brannen, C. O., *Relation of Land Tenure to Plantation Organization*, 1924.\*

„, *Relationship of Land Tenure to Plantation Organization, with Developments Since 1920*, 1928.\*

Johnson, Charles S., *The Negro in American Civilization*, 1930.\*

Wesley, Charles H., *Negro Labor in the United States*, 1927.\*

Moulton, E. S., *Cotton, Production and Distribution in the Gulf Southwest*, 1931.

Spivak, John, *Georgia Nigger*, 1933.\*

Johnson, C. S., Embree, E. R., Alexander, W. W., *The Collapse of Cotton Tenancy*, 1935.

Woofter, T. J., *Landlord and Tenant on the Cotton Plantation* (W. P. A. Division of Social Research), 1936.\*

Allen, James S., *The Negro Question in the United States*, 1936.\*

President's Committee on Farm Tenancy, Report. National Emergency Council, Report to the President on Economic Conditions of the South, 1938.

Taylor Paul S., *Power Farming and Labor Displacement in the Cotton Belt*, 1937. *Monthly Labor Review*, March, 1938.\*

Hill, Chapel, *These are Our Lives*, 1939.\*

Daniels, Jonathan, *A Southerner Discovers the South*, 1938.\*

Beals, Carlton, *American Earth*, 1939.\*

Rochester, Anna, *Why Farmers are Poor?* 1940.\*

U. S. Department of Agriculture, *1940 Yearbook of Agriculture*, Farmers in a Changing World, 1940.

その他 センサス、または Statistical Abstract をはじめ、各種統計類が、重要な資料を含んでいる。

また、レーニン「農業における資本主義發展の法則に関する新しき資料、第1分冊、アメリカ合衆国における資本主義と農業」(1913年)の重要なことはいうまでもない。